

ご不明な点等がある場合は、セキスイ保険サービスまたは三井住友海上までお問い合わせください。また、詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて三井住友海上のホームページ(<http://www.ms-ins.com>)のWeb約款をご覧ください。セキスイ保険サービスまたは三井住友海上にご請求ください。

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは
「三井住友海上お客さまデスク」
受付時間●平日 9:00～20:00●土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます。)

0120-632-277 (無料)

万一、事故が起きた場合は セキスイ保険サービスまたは事故受付センターまでご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」
受付時間●平日 9:00～20:00●土日・祝日 9:00～17:00(年末・年始は休業させていただきます。)

0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)] 受付時間●平日 9:15～17:00
詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<http://www.sonpo.or.jp/>)

- このパンフレットは、「セキスイハイムオーナーズ保険※1」および地震保険の概要をご説明したものです。補償内容は、普通保険約款・特約によって定まります。詳細は、「ご契約のしおり(約款)」をご覧ください。「ご契約のしおり(約款)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。事前に必要な場合は、セキスイ保険サービスまたは三井住友海上までお申し出ください。
- ※1「セキスイハイムオーナーズ保険」とは、三井住友海上火災保険の「GK すまいの保険・スーパーロング(家庭用火災保険)」、「GK すまいの保険(保険期間5年以下用)(家庭用火災保険)」をいいます。また、本パンフレットの中で記載しているタイプ名の保険申込書・証券・約款上の正式名称は以下のとおりです。

	建物／家財セット契約 GK すまいの保険・スーパーロング (家庭用火災保険)	家財単独契約※2 GK すまいの保険(保険期間5年以下用) (家庭用火災保険)
ワイドタイプ	6つの補償プラン(R6)	
ワイドSEタイプ	4つの補償+破損汚損プラン(H5)	

- ※2 家財単独契約にセットできる、自宅外家財特約の正式名称は自宅外家財(6つの補償)特約といえます。
- 保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、保険申込書に記名被保険者氏名を明記いただくとともに、このパンフレットに記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

◆お問い合わせ先

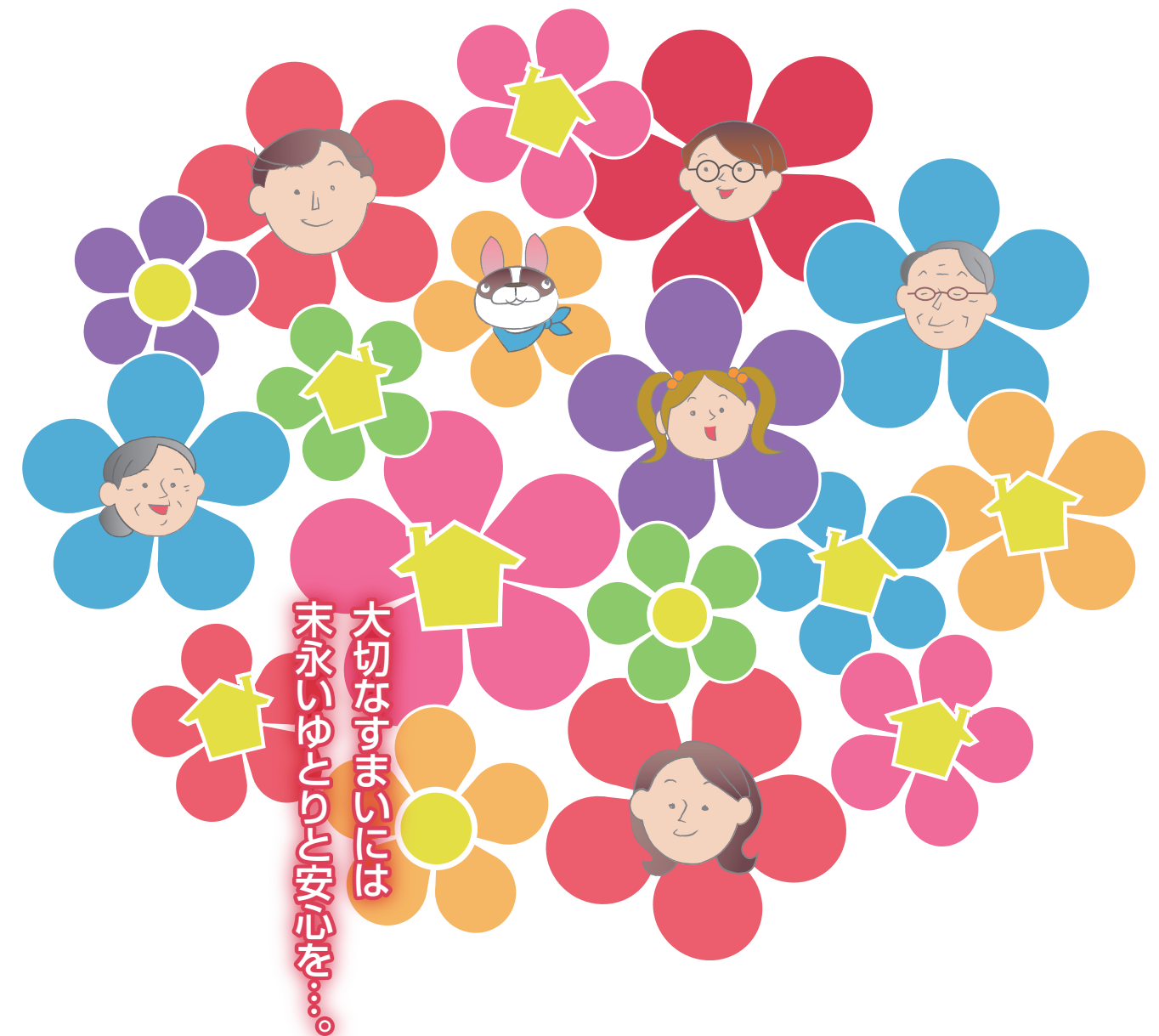
〈取扱代理店〉
セキスイ保険サービス株式会社
〒530-8565 大阪市北区西天満2-4-4(堂島関電ビル)
TEL.06-6365-4091
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-4-1(虎ノ門ピアザビル)
TEL.03-5521-0760
<http://www.sekisui.co.jp/hoken/>
〈引受保険会社〉
三井住友海上火災保険株式会社
関西企業営業第二部第一課
〒540-8677 大阪市中央区北浜4-3-1(三井住友海上大阪淀屋橋ビル10階)
TEL.06-6233-1540
企業営業第一部第二課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL.03-3259-6675

A14-200718 | 使用期限 2015年9月30日

セキスイハイムのオーナーのみなさまのためにご用意しました。

セキスイハイム オーナーズ保険

「セキスイハイムオーナーズ保険」は三井住友海上火災保険株式会社「家庭用火災保険(GK すまいの保険・スーパーロング)」のセキスイハイム用販売タイプのペットネームです。本冊子は「家庭用火災保険(GK すまいの保険・スーパーロング)」の「パンフレット兼重要事項説明書」です。



大切なすまいには
末永いゆとりと安心を...

セキスイハイム®

「セキスイハイムオーナーズ保険」は、 セキスイハイムをお建ていただいた オーナーさまのために、ご用意しました すまいの保険です。

ご存知ですか？

- ポイント1** すまいの保険は火災だけではなく、水ぬれ・盗難などの家庭での日常リスクも補償されます。
- ポイント2** 家電製品や衣類・食器などの家財は、すまいの保険『建物』では補償されません。
- ポイント3** 地震を原因とする火災は、すまいの保険では補償されません。(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)



建物はもちろん、家財に対してもすまいの保険と地震保険を総合的にお考えください。

※詳しくは5～6ページをご参照ください。

すまいの保険『建物』

火災や台風などの自然災害はもちろん、さまざまな費用も補償します！

おすまいの復旧に必要な「思いもよらない費用」もお支払いします。
必要に応じて「オプション」をお選びいただけます。
補償は「再調達価額」ですので、ご安心ください。

「再調達価額」とは…

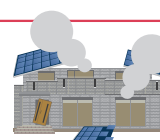
損害が発生したときの発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。

- *建物の保険の対象には 門、塀、垣や外灯などの敷地内に所在する屋外設備を含みます。
- *延床面積66㎡以上の付属建物(物置、車庫等)を保険の対象に含める場合は、「屋外明記物件特約」をセットいただく必要があります。「屋外明記物件特約」をセットしない場合は、保険の対象に含まれません。
- *屋外設備(井戸、側溝、敷石等)は、建物契約の保険の対象に含まれます。ただし、1回の事故につき敷地内一括で30万円を超える損害については、その損害の額を30万円とみなします。30万円を超える損害についての補償を希望される場合は「屋外明記物件特約」をセットいただく必要があります。

【全焼・全壊時の建物保険金額全額払】

全焼・全壊時(延床面積に対する損害の割合が80%以上)には、建物保険金額をそのままお支払いいたします。

損害が延床面積の
80%以上



建物保険金額を
全額お支払い

すまいの保険『家財』

大切な家財もしっかり補償します！
思わぬリスクから家族の必需品を守ります！

建物の保険では家財は補償されません。家財の損害については、別途家財の保険をご契約いただく必要があります。

家財の値段(価値)は予想以上に高額です！

ご夫婦とお子さま2名(世帯主の年齢30歳代)でおすまいの方の一例(再調達価額で算出)です。

キッチン、バスルーム

食器戸棚	11万円
冷蔵庫、オーブン	23万円
食器類、調理器具	25万円
食堂テーブル・いす	10万円
洗濯機	12万円
その他	29万円

計 110万円

リビングルーム

応接セット、サイドボード	25万円
じゅうたん、カーテン等	10万円
テレビ・DVD	42万円
CD・ステレオ	28万円
パソコン・プリンター等	48万円
その他	25万円

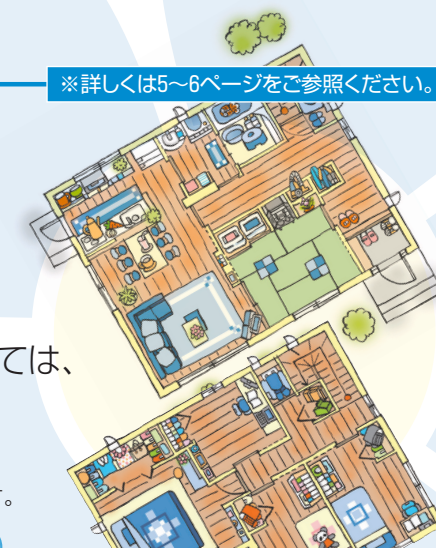
計 178万円

子供部屋

学習用具(机、本棚等2人分)	17万円
寝具(2人分)	17万円
衣類(2人分)	105万円
おもちゃ一式	21万円
その他	43万円

計 203万円

※詳しくは5～6ページをご参照ください。



◆ご参考◆標準世帯における家財の評価額(再調達価額)の目安(平成26年4月時点)

下記の評価額を参考にして、保険金額を設定してください。

世帯主の年齢	夫婦のみ	夫婦+子供(18歳未満)1人	夫婦+子供(18歳未満)2人
27歳以下	500万円	590万円	680万円
28～32歳	590万円	680万円	770万円
33～37歳	780万円	870万円	960万円
38～42歳	1,070万円	1,160万円	1,250万円
43～47歳	1,370万円	1,460万円	1,550万円
48歳以上	1,440万円	1,560万円※1	1,650万円※2

※1 夫婦以外に、18才以上の方が1人の場合

※2 夫婦以外に、18才以上の方が1人と18才未満の子供が1人の場合

*同一の家財について複数のご契約をされると、ご契約を1つにした場合に比べ、保険料が割高となる場合がありますのでご注意ください。

*貴金属等(貴金属、宝石、美術品等)は、家財契約の保険の対象に含まれます。ただし、1個または1組について30万円を超える損害については、その損害の額を30万円とみなします。30万円を超える損害についての補償を希望される場合は「家財明記物件特約」をセットいただく必要があります。

なんと
合計1,289万円

※詳しくは7～8ページをご参照ください。

『地震保険』もあわせて万一の備えを！

大地震での近所からの「もらい火」なども補償します！

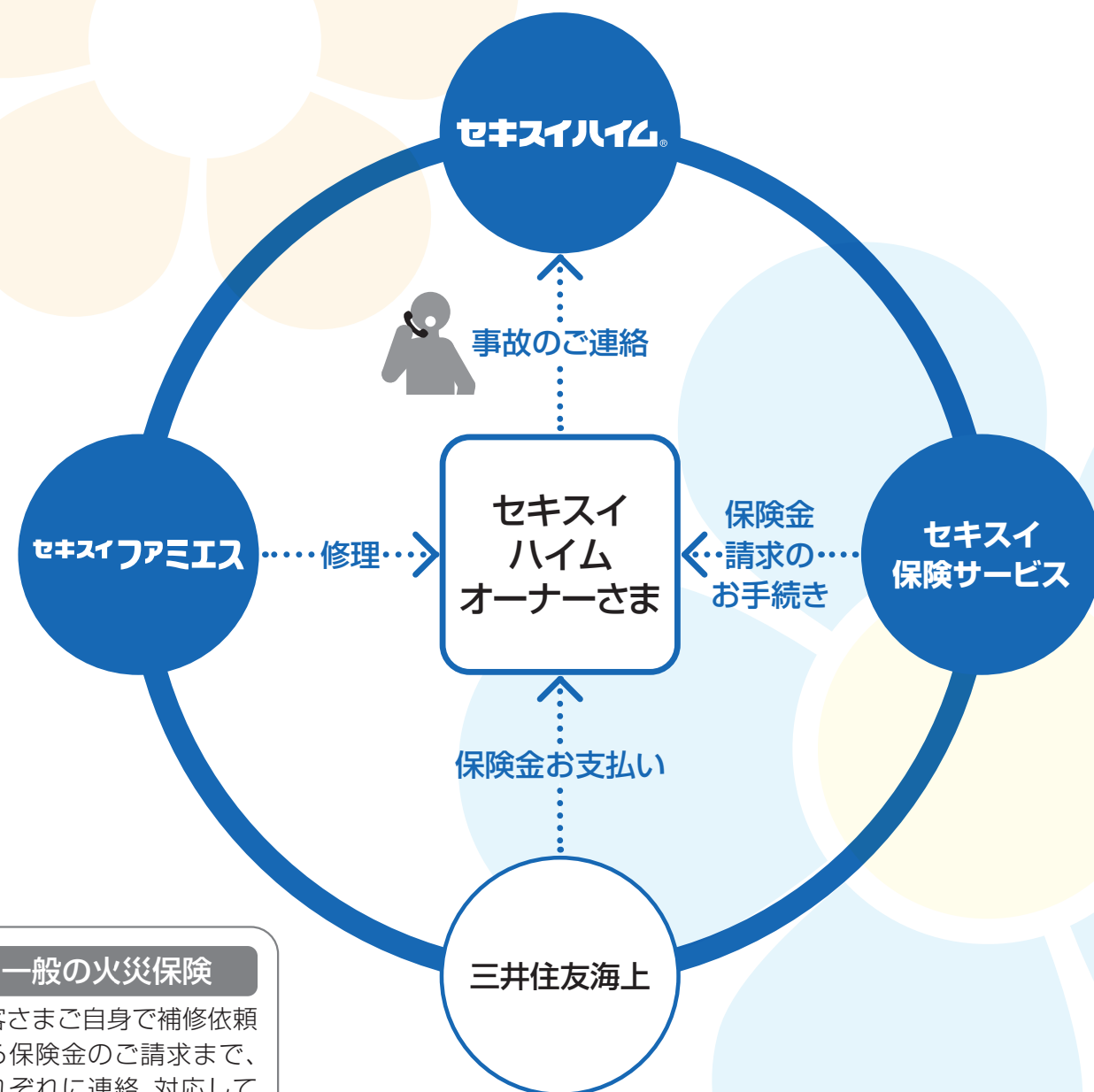
すまいの保険では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災等の損害については保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)。地震等による損害については、すまいの保険とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります。



万一、事故の場合には
グループ丸となって安心をお届けします。

セキスイハイムグループの総合サポート

セキスイハイムの担当にご連絡をいただくことにより、その後の補修や保険金のご請求はグループ内で連携をとり、対応させていただきます。



一般の火災保険

お客さまご自身で補修依頼から保険金のご請求まで、それぞれに連絡、対応していただく必要があります。

実際に、このような事例がありました。

過去に発生した保険金支払事例

*ご契約のタイプによって、お支払いの対象とならない場合やお支払い金額が異なる場合があります。



火災・落雷リスク
火災(建物・家財)

1階リビング熱帯魚水槽付近から
出火し建物・家財が焼け焦げた

お支払保険金 約**1,060万円**

火災・落雷リスク
落雷(建物)

落雷で玄関灯が破損した

お支払保険金 約**9万円**

自然災害リスク
風災(建物)

平成26年の台風11号で
カーポートのゲートが倒れ破損した

お支払保険金 約**15万円**

自然災害リスク
雪災(建物)

平成26年2月の豪雪で屋根から
落ちた雪でガレージの柱が破損した

お支払保険金 約**130万円**

自然災害リスク
水災(建物)

平成26年8月の集中豪雨で
床上浸水となった

お支払保険金 約**200万円**

自然災害リスク
水ぬれ(建物)

キッチンの水栓より漏水し、
シンク・床材の交換が必要となった

お支払保険金 約**18万円**

日常災害リスク
盗難(建物・家財)

空き巣に入られ、窓ガラスが破損し、
現金・指輪等が盗まれた

お支払保険金 約**15万円**

日常災害リスク
車両の衝突(建物)

車庫入れの際、運転ミスで
自宅のカーポートに接触し、破損した

お支払保険金 約**20万円**

日常災害リスク
偶然な事故による破損(建物)

家具を移動中、家具が転倒し
フローリングに穴があいた

お支払保険金 約**15万円**

日常災害リスク
電氣的・機械的事故(建物)

エコキュートが絶縁不良で故障し、
給湯できなくなった

お支払保険金 約**35万円**

建物・家財にかかわるリスクと、復旧に必要な修理費用もしっかり補償します。 2タイプの『セキスイハイムオーナーズ保険』



実際にかかった損害額(修理費)を基準に保険金をお支払いします！

ご契約タイプは、お客さまのご希望にあわせてお選びいただけます。実際にご契約いただく補償内容は保険申込書等でご確認ください。

水災の損害もしっかり補償する「ワイドタイプ」をおすすめします。		火災・落雷リスク		自然災害リスク		日常災害リスク			
		1 火災、破裂・爆発、落雷	2 風災、雹災、雪災	3 水災 ※1 *詳細は9ページをご参照ください。	4 給排水設備に生じた事故等による水ぬれ ※2	5 盗難	6 破損、汚損等 車両の衝突または建物外部からの物体の落下・飛来・衝突等 労働争議等に伴う暴力・破壊行為等 左記以外の偶然な事故による破損等	7 建物電氣的・機械的事故 ※3 ※4 *詳細は10ページをご参照ください。	
		建物 家財	建物 家財	建物 家財	建物 家財	建物 家財	建物 家財	建物 家財	
		建物 家財	建物 家財	建物 家財	建物 家財	建物 家財	建物 家財	建物 家財	
ワイドタイプ		建物 家財							
ワイドSEタイプ		建物 家財		補償しません					

1～7のリスク共通の免責金額(自己負担額)は10,000円です。
 お支払いする保険金は(損害額(修理費)－免責金額(自己負担額))※5です(支払限度額(保険金額)を上限とします。)。免責金額(自己負担額)とは、お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。
 ※5 ただし、建物の全焼・全壊※6については免責金額(自己負担額)を差し引きません。
 ※6 建物の全焼・全壊とは、次の算式による割合が80%以上である損害をいいます。
 保険の対象である建物の焼失、流失または損壊した部分の床面積
 保険の対象である建物の延床面積
 「焼失、流失または損壊した部分の床面積」には、汚損および水ぬれ損を被った部分の床面積を含みません。

※1
台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。

※2
給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます(給排水設備自体に生じた破損等は6の事故になります。)

通貨等・預貯金証書の損害は、以下の金額または家財の保険金額のいずれか低い額が限度となります。
 ●通貨等:1事故1敷地内あたり30万円が限度
 ●預貯金証書:1事故1敷地内あたり300万円が限度
 *「家財の保険」をご契約の場合のみ補償します。

家財の破損等リスクについて

家財の保険期間	家財の破損等リスク
5年(家財単独契約)	補償します※7
6年以上	補償しません

※7 1事故あたりの支払限度額(保険金額)は100万円または、家財保険金額のいずれか低い額とします。

※3
建物電氣的・機械的事故の補償を外すこともできます。(ただし、保険期間の中途ではセットできません。)
 ※4
1事故あたり300万円が限度です。

全タイプ標準セット 思わぬ出費もカバーされるので安心！

損害保険金(1～6)以外にも、さまざまな費用をお支払いします。 ※お支払いする保険金の概要については11～12ページをご参照ください。

費用 リスク					
A 事故時諸費用特約 	B 地震火災費用特約 	C 失火見舞費用特約 	D 残存物取片づけ費用 	E 損害防止費用 	F 権利保全行使費用



さらに、オプション(追加の補償)もご用意!

思いがけないリスクに備えて、安心のうえに安心を。

賠償リスク

日常生活賠償特約 ※1 ※2

保険期間の中途ではセットできません。

日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活の事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与えた場合の法律上の賠償費用を補償します。また、実際に負担した次の費用もあわせてお支払いします。

- 損害防止費用
- 権利保全行使費用
- 緊急措置費用
- 示談交渉費用
- 争訟費用

支払限度額…(1事故あたり)1億円

※1 被保険者またはそのご家族が、既に同種保険をご契約されている場合には、補償が重複する場合があります。ご契約にあたっては、他の保険の補償内容を十分ご確認ください。

※2 この特約は「記名被保険者」の指定が必要です。「記名被保険者」とは主契約の保険契約者、記名被保険者またはこれらの同居の親族となります。



類焼リスク

類焼損害・見舞費用特約

失火見舞費用特約と同時にセットできません。

保険期間の中途ではセットできません。

保険の対象としてのご自宅からの出火により、ご近所の建物およびその建物に収容される動産が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても修復費用の不足分を補償します。また、見舞金等の費用も補償します。

支払限度額…類焼損害保険金:1億円(同一保険年度)

失火見舞費用保険金:1被災世帯あたり30万円
(損害保険金の30%が限度)



『地震保険』もあわせて万一の備えを!

地震・噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没または流失による建物や家財の損害を補償します。

地震リスク

地震による火災で
建物や家財が焼失した



地震で
建物や家財が損壊した



地震による津波によって
建物や家財が流失した



地震保険のみを単独でご契約いただくことはできません。地震保険はすまいの保険とあわせてご契約いただけますが、お客さまご希望されない場合は、地震保険をご契約いただかないことも可能です。ただし、この場合には地震等による損壊等の損害だけでなく、地震等による火災損害についても保険金をお支払いしません(地震火災費用特約では、保険金をお支払いする場合があります。)。

*地震保険をご希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」をお確かめのうえ署名(または押印)してください。

大型車庫等の補償

屋外明記物件特約

建物を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険申込書に明記された建物敷地内に所在する大型の車庫等(屋外明記物件)に生じた損害を補償します。

屋外明記物件

保険の対象は、建物敷地内に設置される次に掲げる特定の屋外設備等のうち保険申込書に明記したものとなります。

- ①物置、車庫その他の付属建物で延床面積が66㎡以上のもの
- ②物干、遊具、井戸、側溝、敷石その他の建物に定着していない屋外設備

特定の貴金属等の補償

家財明記物件特約

保険申込書に明記された特定の貴金属、宝石、美術品等(家財明記物件)に生じた損害を補償します。ただし、家財明記物件全体で再調達価額1,000万円が限度となります。

*家財明記物件特約をセットしない場合、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属等は30万円を損害額の上限とします。

*家財明記物件特約の免責金額は、家財の免責金額と同額となります。



持ち出し家財のリスク

自宅外家財特約

家財の保険期間が5年(家財単独契約)の場合のみセットできます。

日本国内において外出時に持ち出した家財および別宅内に収容されている家財※3に生じた損害も補償※4します。

支払限度額…10万円・20万円・30万円・40万円・50万円・100万円からお選びいただけます。

※3 記名被保険者または記名被保険者と生計を共にする親族が所有する家財をいいます。

※4 通貨・小切手等の盗難は10万円、預貯金証書の盗難は100万円、貴金属等については1個または1組について30万円を損害額の上限とします。

*自宅外家財特約の免責金額は、家財の免責金額と同額となります。

お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、50%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。)。

損害の 程度	認定の基準※5				お支払いする保険金の額		
	建 物		家 財				
全 損	主要構造部※6 の損害額が	建物の時価の 50%以上	焼失または流失した床面積が	建物の延床面積の 70%以上	家財の損害額が	家財全体の時価の 80%以上	地震保険保険金額の 100% (時価※7が限度)
半 損		建物の時価の 20%以上50%未満	建物の延床面積の 20%以上70%未満	家財全体の時価の 30%以上80%未満		地震保険保険金額の 50% (時価※7の50%が限度)	
一部損		建物の時価の 3%以上20%未満	床上浸水 全損・半損に至らない 建物が、 床上浸水または地盤面 より45cmを超える浸水 を受け損害が生じた場合	家財全体の時価の 10%以上30%未満		地震保険保険金額の 5% (時価※7の5%が限度)	

※5 建物の損害程度の認定方法

鉄骨造の場合は、建物全体の沈下・傾斜および開口部・外壁等の部分的被害の損害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。枠組壁工法の場合は、主要構造部の「外壁、内壁、基礎、屋根」に着目して被害程度を調査し、損害認定基準表から損害割合を求め、それらを合算し、全損、半損、一部損の認定を行います。詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※6 建物の構造により、損害認定に用いる主要構造部が異なります。主要構造部とは建築基準法施工令に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

構 造	主な商品名	主要構造部
鉄骨造	パルフェ・ドマーニ・bj・デシオ・スマートパワーステーション・クレスカ・サ・シェダン・ノースワード 等	開口部(窓・出入口)、外壁
2×6造・2×4造(枠組壁工法)	グランツーユー・ミオーレ・スマートパワーステーション 等	外壁、内壁、基礎、屋根

※7 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

●お支払いする保険金は、1回の地震等による損害保険会社全社の支払保険金総額が7兆円(平成26年11月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減される場合があります。

保険金をお支払いしない主な場合

すべての内容を記載しているものではないため、詳細は「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害※8
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害 等

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

※8 建物の主要構造部に損害がない場合には、お支払いの対象となりません。

地震保険の保険期間と保険料払込方法

地震保険は、すまいの保険の保険期間が5年の場合は保険期間5年の一時払、6年以上の場合は口座振替による保険期間1年、または5年の自動継続となります。ただし、継続日からすまいの保険の保険期間終了までが5年未満の場合、当該期間内の整数年を保険期間とします。

●自動継続の場合は、継続月に「継続証」が送付されます。

●自動継続を停止する場合は、自動継続日(保険始期日応当日)までにセクスイ保険サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

(例) すまいの保険の保険期間が34年(長期一時払)の場合			
すまいの保険	34年		
地震保険	1年 1年 1年	1年 1年 1年	
	5年	5年	4年

地震保険料控除証明書

- ご契約いただいた年に払込みいただいた地震保険料※9に対する「地震保険料控除証明書」は、すまいの保険証券に添付されます。
*ご契約時に「eco保険証券」をご選択いただいたお客さまには「保険証券」は発行していませんので、「地震保険料控除証明書」は別途送付します。
- 翌年以降の「地震保険料控除証明書」は、10月頃にハガキにて送付します。
- 紛失等により「地震保険料控除証明書」が再度必要となる場合については、セクスイ保険サービスまたは三井住友海上までお問い合わせください。

※9 地震保険の保険期間が1年を超える一時払契約については、払込みいただいた保険料全額を初年度の控除対象とするのではなく、保険期間の年数で一時払保険料を割った額をその年の控除対象保険料として表示しています。

お支払いする保険金の概要

普通保険約款でお支払いする保険金

損害保険金	保険期間中に生じた次表のいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害に対して、普通保険約款に従い、損害保険金をお支払いします。	
	保険金を支払う事故	説明
	火災	—
	1 破裂または爆発	気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象をいいます。
	落雷	—
	風災	台風、旋風、暴風、暴風雨等をいい、洪水、高潮等を除きます。
	2 雹災	—
	雪災	豪雪、雪崩等をいい融雪洪水を除きます。
	3 水災 (ワイドタイプのみ)	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、保険の対象である建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。
	4 水ぬれ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または被保険者以外の者が占有する戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます。ただし、2の事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、保険の対象が浸水を被る事故を除きます。
	5 盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
	6 破損、汚損等	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって浸水を被る事故を除きます。
* 保険の対象が庭木の場合には、「保険金を支払う事故」によって庭木が損害を受け、損害発生日からその日を含めて7日以内に枯死したときに、損害保険金を支払います。ただし、その庭木と保険の対象である保険証券記載の建物が同一の事故によって損害を受けた場合に限りです。		

残存物取片づけ費用	損害を受けた保険の対象の残存物の取片づけに必要な費用で、取り壊し費用、取り片づけ清掃費用および搬出費用をいいます。
-----------	---

損害防止費用	火災、落雷、破裂または爆発の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用(消火活動のために費やした消火薬剤等の再取得費用等)をいいます。
--------	---

権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続きのために必要な費用をいいます。
----------	---

建物電氣的・機械的事故(延長)特約をセットした場合にお支払いする保険金

損害保険金	建物付属機械設備に、電氣的・機械的事故(故障)による損害が生じた場合に、損害の額※1から免責金額を差し引いた額について、1事故につき300万円を限度に損害保険金をお支払いします。 ※1 屋外設備に生じた電氣的・機械的事故については、損害の額が1事故につき敷地内一括で30万円を超える場合、損害額を30万円とみなします。
-------	--

事故時諸費用特約(自動セット)でお支払いする保険金

事故時諸費用保険金	事故によって損害保険金がお支払われる場合に、損害保険金の10%を事故時諸費用保険金としてお支払いします。1事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。
-----------	---

地震火災費用特約(自動セット)でお支払いする保険金

地震火災費用保険金	地震もしくは噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で次表のいずれかに該当する場合に、保険金額の5%を地震火災費用保険金としてお支払いします。ただし1回の事故につき、1敷地内ごとに100万円を限度とします。	
	保険の対象	保険金を支払う条件
	1 建物	建物が半焼以上となった場合
	2 家財	家財を収容する建物が半焼以上となった場合、またはその家財が全焼となった場合
	3 屋外明記物件	屋外明記物件の火災による損害の額が再調達価額の50%以上になった場合
	4 家財明記物件	家財明記物件を収容する建物が半焼以上となった場合、または家財明記物件が全焼となった場合等
* 72時間以内に生じた2回以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波は、これらを一括して、1回の事故とみなします。		

失火見舞費用特約(自動セット)でお支払いする保険金

失火見舞費用保険金	保険の対象としている建物または保険の対象としている家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故により第三者の所有物に損害が生じた場合に、支出した見舞金等の費用の額を失火見舞費用保険金としてお支払いします。ただし、1被災世帯あたり30万円を限度とし、1回の事故につき、損害保険金の30%を限度とします。
-----------	--

日常生活賠償特約をセットした場合にお支払いする保険金

日常生活賠償保険金	日本国内において発生した住宅の所有・使用・管理に起因する事故や日常生活の事故により他人の生命または身体を害したり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額および判決による遅延損害金について日常生活賠償保険金をお支払いします。ただし、日常生活賠償保険金額(1億円)を限度とします。
-----------	--

損害防止費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用をいいます。
--------	--------------------------------------

権利保全行使費用	他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全および行使に必要な手続きをするために必要な費用をいいます。
----------	---

緊急措置費用	損害の発生または拡大の防止のために必要または有益と認められる手段を講じた後に法律上の損害賠償責任のないことが判明したときは、その手段を講じたことによって要した費用のうち、応急手当、護送、診療、治療、看護その他緊急措置のために要した費用、およびあらかじめ三井住友海上の同意を得て支出した費用をいいます。
--------	--

示談交渉費用	被保険者の行う折衝または示談について被保険者が三井住友海上の同意を得て支出した費用、および被保険者が三井住友海上に協力するために要した費用をいいます。
争訟費用	損害賠償に関する争訟について、被保険者が三井住友海上の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解もしくは調停に要した費用またはその他権利の保全もしくは行使に必要な手続をするために要した費用をいいます。

類焼損害・見舞費用特約をセットした場合にお支払いする保険金

類焼損害保険金	保険の対象としている建物もしくはこれに収容される家財または保険の対象としている家財もしくはこれを収容する建物から発生した火災、破裂または爆発の事故により近隣の類焼補償対象物(建物および建物に収容される動産)に損害が生じた場合に、損害の額(修理費用)から他の保険契約(類焼先で契約している火災保険等)から支払われる保険金の額を差し引いた額を類焼損害保険金として類焼先にお支払いします。ただし、類焼損害保険金としてお支払いする額は、同一保険年度を通じ、最大で1億円とします。
---------	---

家財明記物件特約をセットした場合にお支払いする保険金

家財明記物件損害保険金	11ページの「保険金を支払う事故」に該当する事故によって、保険の対象とした家財明記物件に損害が生じた場合に、損害の額から免責金額※2を差し引いた額について、家財明記物件保険金額を限度※3に損害保険金をお支払いします。 ※2 家財明記物件の免責金額は、家財の免責金額と同額です。 ※3 「盗難」または「破損、汚損等」が、11ページの「保険金を支払う事故」に該当し、それらにより損害が生じた場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円または家財明記物件保険金額のいずれか低い額を限度とします。
-------------	--

屋外明記物件特約をセットした場合にお支払いする保険金

屋外明記物件損害保険金	11ページの「保険金を支払う事故」に該当する事故によって、保険の対象とした屋外明記物件に損害が生じた場合に、損害の額から免責金額※4を差し引いた額について、屋外明記物件保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。 ※4 屋外明記物件の免責金額は、建物の免責金額と同額です。
-------------	---

自宅外家財特約をセットした場合にお支払いする保険金

自宅外家財保険金	11ページの「保険金を支払う事故」に該当する事故によって、自宅外家財に損害が生じた場合、自宅外家財保険金額を限度に損害の額から免責金額※5を差し引いた額を自宅外家財保険金としてお支払いします。ただし、通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難は10万円、預貯金証書の盗難は100万円、貴金属等については1個または1組について30万円を損害の額の上限とします。 ※5 自宅外家財特約の免責金額は、家財の免責金額と同額です。
----------	--

重要事項のご説明

家庭用火災保険および地震保険に関する重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」等)についてご説明しています。ご契約前に必ずお読みいただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

ご契約の内容は、保険種類に応じた**普通保険約款・特約**によって定まります。この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については「ご契約のしおり(約款)」等でご確認ください。「ご契約のしおり(約款)」は、必要に応じて三井住友海上ホームページ(<http://www.ms-ins.com>)のWeb約款をご覧ください。セキスイ保険サービスまたは三井住友海上にご請求ください。

 このマークに記載の事項は、「ご契約のしおり(約款)」の第1部に記載されています。

- *「ご契約のしおり(約款)」は、ご契約後、保険証券とともにお届けします。ご契約の手続から1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、三井住友海上にお問い合わせください。ただし、保険契約者からの指定により、始期日以降に保険証券をお届けする場合があります。
- *保険期間5年以下のご契約では、保険証券や「ご契約のしおり(約款)」について、書面ではなく、Webで閲覧する方法(eco保険証券・Web約款)をご選択いただくことも可能です。この場合、書面の保険証券や「ご契約のしおり(約款)」はお届けしませんのでご注意ください。お申込み後にお届けをご希望される場合は、セキスイ保険サービスまたは三井住友海上にご連絡ください。
- *eco保険証券・Web約款を新たにご購入いただくと、三井住友海上は地球環境保護への取組等に寄付を行います。

- ▶ **保険契約者と記名被保険者が異なる場合には、この書面に記載の事項を、記名被保険者の方に必ずご説明ください。**
- ▶ **この書面は、ご契約後も保管ください。**
- ▶ **ご不明な点については、セキスイ保険サービスまたは三井住友海上までお問い合わせください。**

用語のご説明		「ご契約のしおり(約款)」にも「用語のご説明」が記載されておりますので、ご確認ください。  保険期間、始期日、解約日、満期日、損害、免責金額、建物、家財、敷地内
約款	普通保険約款 特約	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。 オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険契約者 被保険者 記名被保険者 保険の対象	三井住友海上に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。 保険契約により補償を受けられる方をいいます。 保険証券記載の被保険者をいいます。 保険契約により補償される物をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害が生じた場合に三井住友海上がお支払すべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に三井住友海上が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	保険料	保険契約者が保険契約に基づいて三井住友海上に払い込むべき金銭をいいます。
その他	親族 全焼・全壊 居住用建物 家財明記物件 屋外明記物件 再調達価額 他の保険契約等 時価額 危険	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。 「保険の対象である建物の焼失・流失または損壊した部分の床面積(汚損および水ぬれ損を被った部分の床面積を除きます。)」が、「保険の対象である建物の延床面積」の80%以上である損害をいいます。 建物の全部または一部で現実(に世帯が生活を営んでいる建物。建築中の建物ならびに常時居住の用に供している状態にある別荘(営業用を除きます。))および空家(売却用を除きます。)を含みます。 保険証券記載の建物が所在する敷地内に収容される貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で保険金額を定めて保険証券に明記したものをいいます。 保険証券記載の建物が所在する敷地内に設置される①物置、車庫その他の付属建物(66㎡以上)②屋外設備であって、保険金額を定めて保険証券に明記したものをいいます。 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。 この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 損害が発生した時の発生した場所における保険の対象の価額であって、再調達価額から使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。 損害の発生の可能性をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

1 商品の名称、仕組み

①商品の名称

保険期間5年	家庭用火災保険「GK すまいの保険(5年以下用)」
保険期間6年～36年	家庭用火災保険「GK すまいの保険・スーパーロング」

契約概要

②商品の仕組み

基本となる補償(契約プラン)、自動的にセットされる特約(自動セット特約)、セットすることができる特約(任意セット特約)は次のとおりです。商品や契約プラン等により特約のセット条件が異なる場合があります。

契約概要

契約プラン 普通保険約款		ご希望のプランを選択 ○:補償されます ×:補償されません	
保険金をお支払いする事故		ワイド タイプ (6つの補償 プラン)	ワイドSE タイプ (4つの補償 +破損汚損 プラン)
建物や家財の 補償	1火災、破裂・爆発、 落雷	○	○
	2風災、雹災、雪災	○	○
	3水災	○	×
	4水ぬれ	○	○
	5盗難	○	○
	6破損、汚損等※1	○	○
		+ 地震保険	
		原則 自動セット	

※1 「GK すまいの保険・スーパーロング」の場合、家財の破損、汚損等の事故は補償されません。

	主な「自動セット特約」	主な「任意セット特約」
さらなる補償 (建物・家財)		建物電氣的・機械的事故(延長)特約 家財明記物件特約 屋外明記物件特約 自宅外家財特約
費用の補償	事故時諸費用特約 地震火災費用特約 失火見舞費用特約	類焼損害・見舞費用特約
賠償の補償		日常生活賠償特約

2 基本となる補償、保険の対象および保険金額の設定方法等

①基本となる補償

契約概要

注意喚起情報

保険金をお支払いする事故の説明および保険金をお支払いしない主な場合は、次のとおりです。詳しくは普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金をお支払いする事故の説明	
1火災、破裂・爆発、落雷	火災(消防活動による水ぬれを含みます。)、落雷または破裂・爆発(気体または蒸気の急激な膨張を伴う破壊またはその現象)をいいます。
2風災、雹災、雪災	台風、旋風、暴風、暴風雨等による風災(洪水、高潮等を除きます。)、雹災または豪雪、雪崩等の雪災(融雪洪水を除きます。))をいいます(吹込みまたは雨漏りなどによる損害を除きます。))。
3水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。
4水ぬれ	給排水設備の破損もしくは詰まりにより生じた漏水、放水等または他人の戸室で生じた漏水、放水等による水ぬれをいいます(給排水設備自体に生じた破損等は3の事故になります。))。
5盗難	強盗、窃盗またはこれらの未遂をいいます。
6破損、汚損等	不測かつ突発的な事故をいいます。ただし、1・2・4および5の事故または台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって浸水を被る事故を除きます。

保険金をお支払いしない主な場合	
●風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みや漏入等による損害 ●置き忘れまたは紛失による損害 ●建物が所在する敷地外にある家財に生じた事故による損害 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失等による損害 ●被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害 ●保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害 ●保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含みます。) ●核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害	
*破損、汚損等については、上記のほか、以下のいずれかに該当する損害に対しても保険金をお支払いしません。 ●電氣的・機械的事故(故障)によって生じた損害 ●すり傷、かき傷、塗料のはがれ、落書き等の外観上の損傷または汚損(保険の対象の機能に支障をきたさない損害) ●電球、蛍光灯、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害 ●保険の対象に対する加工・修理等の作業における作業上の過失または技術の拙劣によってその部分に生じた損害 ●楽器の弦の切断、打皮の破損、音色の変化	
等	

②お支払いする保険金の額

契約概要

注意喚起情報

15ページの契約プランの表の「○:補償されます」に該当する事故によって、保険の対象とした建物または家財に生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。お支払いする保険金の額は、次のとおりです。

保険の対象	お支払いする保険金の額
建物	【全焼・全壊の場合】 ▶ 損害保険金 = 建物の保険金額 【全焼・全壊以外の場合】 ▶ 損害保険金 = 損害の額 - 免責金額 *ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき建物の保険金額が限度となります。 *免責金額は10,000円。
家財	損害保険金 = 損害の額 - 免責金額 *ただし、損害保険金として支払う額は、1回の事故につき家財の保険金額が限度(破損、汚損等の場合は100万円または家財の保険金額のいずれか低い額が限度)となります。 *免責金額は10,000円。

*損害の額の算出方法については、普通保険約款・特約をご確認ください。

*損害保険金以外に、事故によって発生する費用を保険金としてお支払いする場合があります。また、上記以外に特約や事故の種類によって支払限度額や免責金額が異なる場合がありますので、詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

③主な特約の概要

特約には、次の2種類があります。

a ご契約条件に応じて自動的にセットされる特約……………**自動セット特約**

b ご契約時にお申出があり、三井住友海上が引き受ける場合にセットされる特約……………**任意セット特約**

a 自動セット特約	事故時諸費用特約	損害保険金が支払われるべき場合に、損害保険金の10%を事故時諸費用保険金としてお支払いします。ただし、1回の事故につき1敷地内ごとに100万円を限度とします。 *ご契約によっては、割合や限度額が異なる場合があります。 *お申出によりこの特約をセットしないこともできます。
	日常生活賠償特約	日本国内において、日常生活の事故により他人に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったことによる損害を補償します。
b 任意セット特約	類焼損害・見舞費用特約	火災、破裂または爆発の事故で、隣家に損害が生じた場合に支払った見舞金の費用等を補償します。

*特約の詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

日常生活賠償特約など、補償内容が同様の保険契約が他にある場合は、補償が重複することがありますのでご注意ください。
詳細は21ページの**4 特約の補償重複**をご確認ください。

④保険の対象

保険の対象は、「**居住用建物**」※2(作業場を除きます。)または「**家財**」※3※4です。

※2 以下の③～⑥は、保険申込書記載の建物が所在する敷地内に設置されていて、記名被保険者の所有するものであれば、保険の対象に含まれます。

③畳、建具、建物設備(建物に定着している電気、ガス、暖房、冷房設備その他の付属設備) ④建物の基礎 ⑤門、塀、垣

⑥物置、車庫その他の付属建物(延床面積が66㎡未満のもの)※5 ⑦庭木 ⑧屋外設備※5

※3 「GK すまいの保険・スーパーロング」の場合、必ず建物を保険の対象としていただきます。家財のみを保険の対象とすることはできません。

※4 貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董、彫刻物その他の美術品も保険の対象に含まれます。ただし、これらに生じた1個または1組ごとに30万円を超える損害については、その損害の額を30万円とみなします。30万円を超える補償が必要な場合は、家財の保険金額とは別に、「**家財明記物件**」として保険金額を設定してください。家財明記物件特約がセットされます。

※5 次の③または⑥の場合は、建物の保険金額とは別に、「**屋外明記物件**」として保険金額を設定してください。屋外明記物件特約がセットされます。

③「延床面積が66㎡以上の物置、車庫その他の付属建物」を保険の対象とする場合

⑥「屋外設備」の**再調達価額**が30万円を超え、30万円を超える補償が必要な場合

家財を保険の対象とする場合でも、次のものは保険の対象に含まれないため、これらに生じた損害は補償されません※6。

船舶・航空機およびこれらの付属品、自動車およびその付属品(自動車に定着・装備されているもの等)、ラジオコントロール模型およびその付属品、携帯電話等の携帯式通信機器およびその付属品、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物・植物等の生物、通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等、運転免許証、パスポート、設計書、プログラム、データ 等

※6 盗難に限り、通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等も保険の対象に含まれます。

⑤保険金額の設定

保険金額は、次の**a** **b** のとおりお決めください。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

a **建物を保険の対象とする場合**…「建物保険金額設定上限額」※7を上限とし、100万円以上1万円単位でお決めください※8。

b **家財を保険の対象とする場合**…再調達価額を限度に、50万円以上1,500万円以内(10万円単位)でお決めください。

ただし、保険期間が5年(家財単独契約)の場合は、50万円以上(1万円単位)でお決めください※8。

※7 契約時に算出した三井住友海上所定の「建物の標準評価額(再調達価額)」の上限額です。その建物を保険の対象とする**他の保険契約等**がある場合は、この保険契約と他の保険契約等の合計保険金額に対して、建物保険金額設定上限額を適用します。

※8 複数の契約に分けて加入する場合は、契約をまとめて加入するよりも、**保険料**の合計が高くなる場合がありますのでご注意ください。

⑥保険期間および補償の開始・終了時期

●保 険 期 間:15ページの「商品の名称」をご確認ください。

●補償の開始:保険期間の初日(始期日)の午後4時(これと異なる時刻が保険申込書に記載されている場合は、その時刻)。

●補償の終了:保険期間の末日(満期日)の午後4時。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

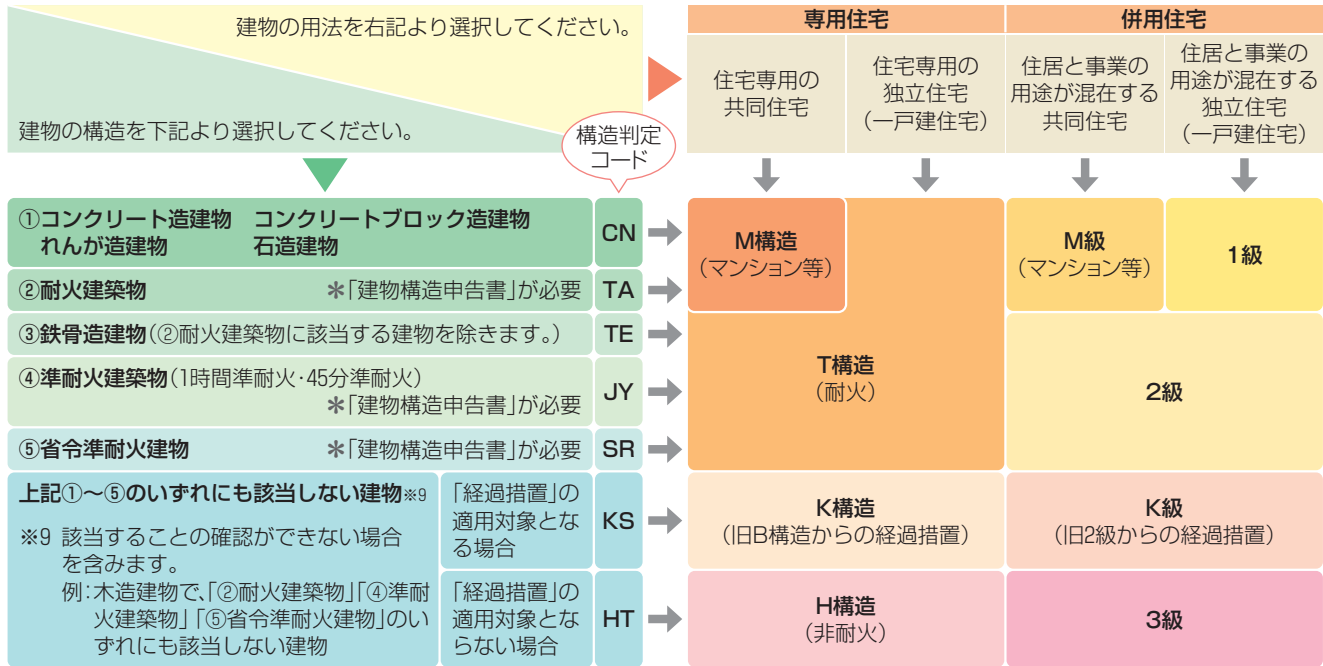
①保険料の決定の仕組み

保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地、面積、構造、払込方法等によって決まります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。

【構造級別判定手順】

建物の構造級別は次のとおり建物の構造、用法により決まります。木造建物であっても、建築基準法に定める「耐火建築物」・「準耐火建築物」または「省令準耐火建物」に該当するものはM構造、T構造、M級、1級または2級となりますので必ずご確認ください。

契約概要



- 一つの建物が2種以上の異なる柱の部分からなる建物である場合には、それぞれの柱により判定される複数の構造級別のうち、上表において最も下段に記載された級別をもってその建物全体の級別とします。
- 柱がない建物(壁式構造)については、壁の構造種類で判定します(例:壁式鉄筋コンクリート造はコンクリート造建物として判定します。)
- 「②耐火建築物」「④準耐火建築物」および「⑤省令準耐火建物」については、これらに該当することを確認するため「建物構造申告書」のご提出をお願いします。
- 建物に収容されていない家財(例:屋外設備内の収容家財)等を保険の対象とする場合は、上表にかかわらず構造判定コード「ST」となります。

ご注意ください点

②保険料の払込方法

保険料は、現金による一時払となります。「セキスイハイムオーナーズ保険」では、セキスイハイム各社で管理していますお客様の諸費用預り金から保険料を充当します。

4 地震保険の取扱い

①商品の仕組み

地震保険は、家庭用火災保険(以下、**4**)において「主契約」といいます。)とあわせてご契約ください。地震保険を単独で契約することはできません。地震保険のご契約を希望されない場合には、保険申込書の「地震保険ご確認欄」にご署名(または押印)ください。

②補償内容

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって保険の対象に次の損害が生じた場合に保険金をお支払いします。損害の程度である「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」に従って行います。

損害の程度	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全 損	主要構造部※10の損害の額が建物の 時価額 の50%以上	家財の損害の額が家財全体の時価額の80%以上	地震保険の保険金額×100%(時価額が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上		
半 損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の20%以上50%未満	家財の損害の額が家財全体の時価額の30%以上80%未満	地震保険の保険金額×50%(時価額の50%が限度)
	焼失・流失した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満		
一部損	主要構造部の損害の額が建物の時価額の3%以上20%未満	家財の損害の額が家財全体の時価額の10%以上30%未満	地震保険の保険金額×5%(時価額の5%が限度)
	建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け、全損・半損に至らない場合		

※10 基礎、柱、壁、屋根等をいいます。

*損害保険会社全社で算出された1回の地震等※11による保険金の総額が7兆円※12を超える場合、お支払いする保険金は次の算式により計算した金額に削減されることがあります。

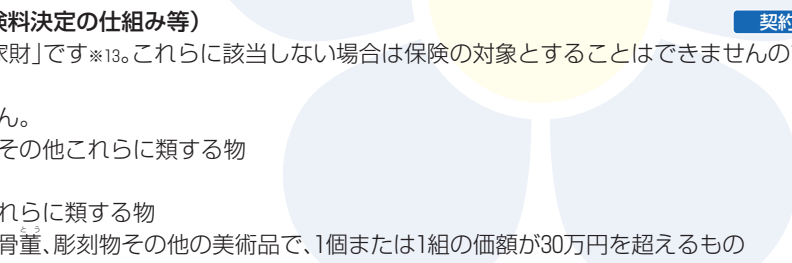
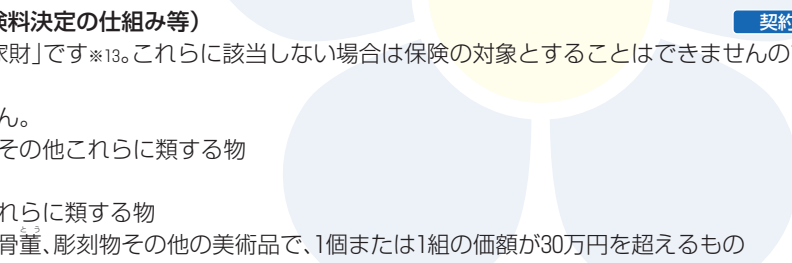
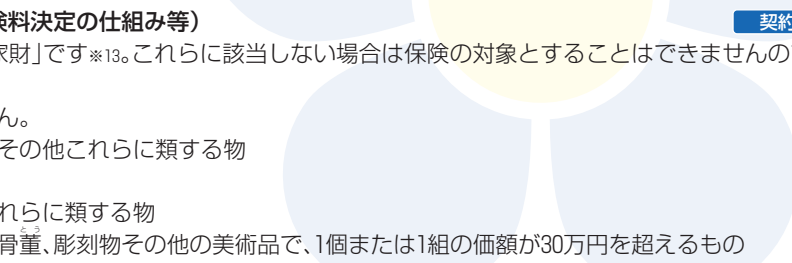
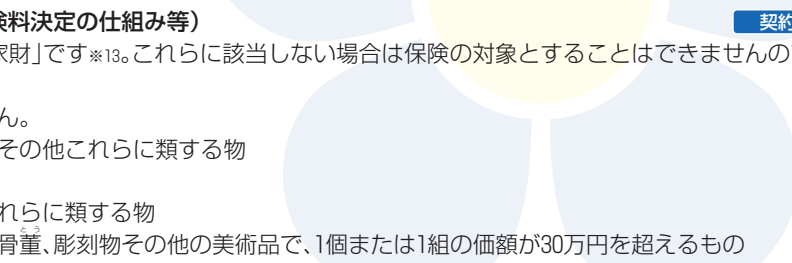
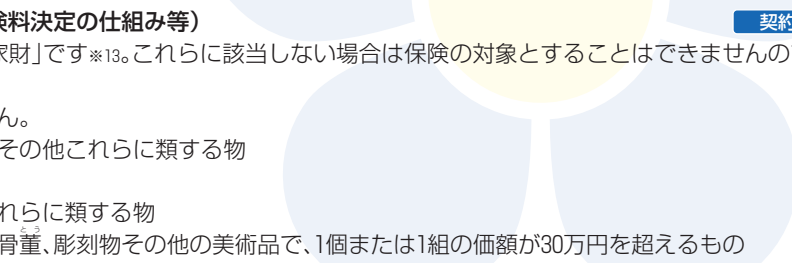
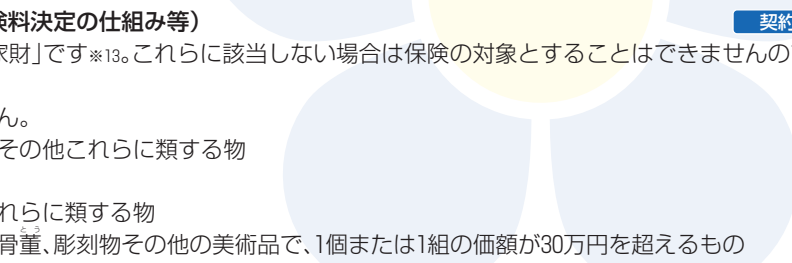
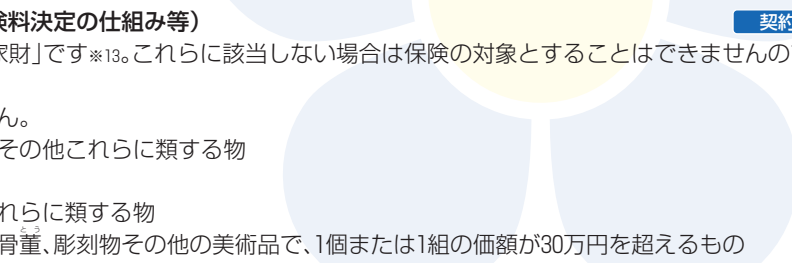
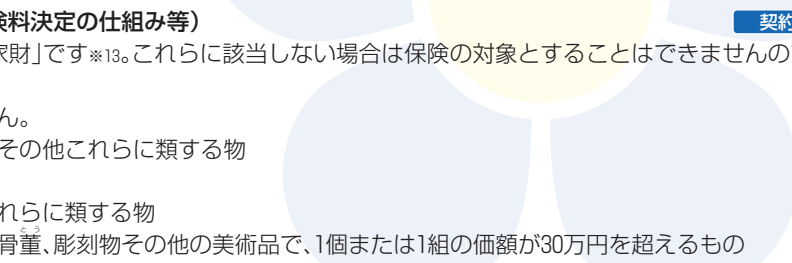
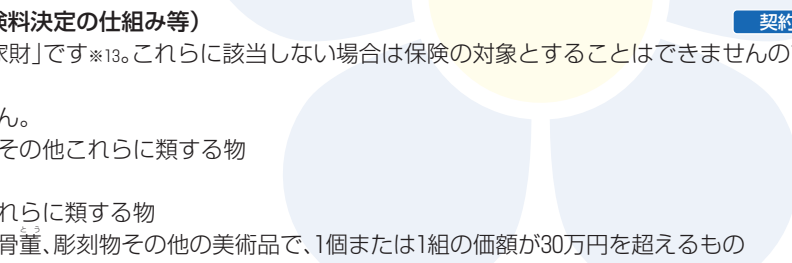
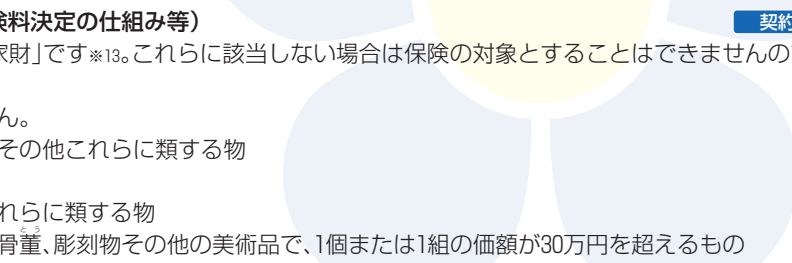
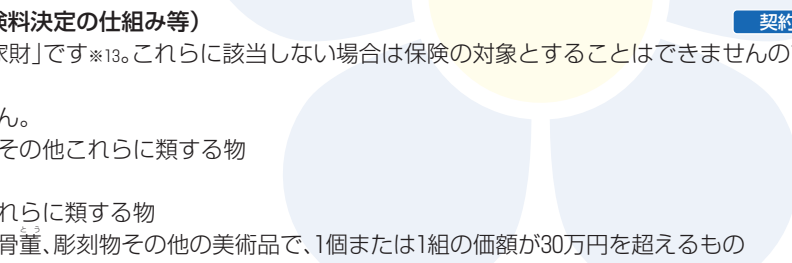
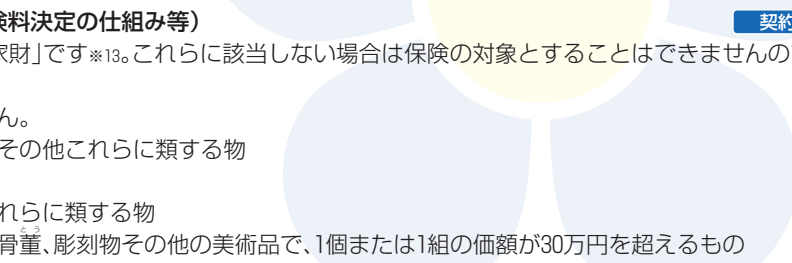
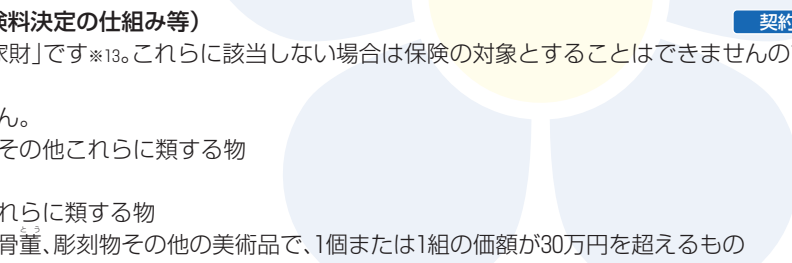
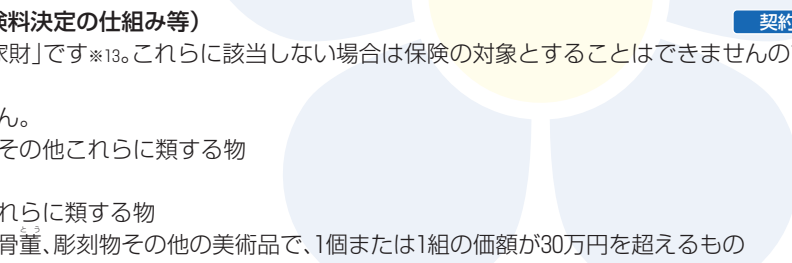
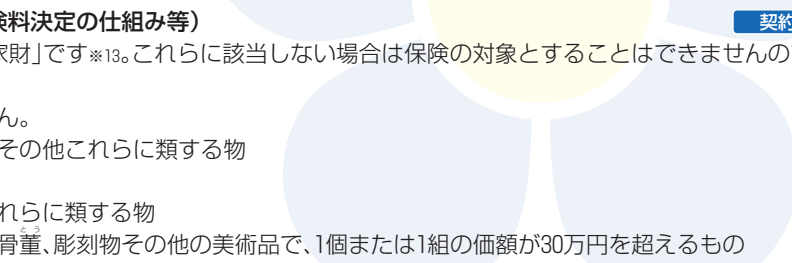
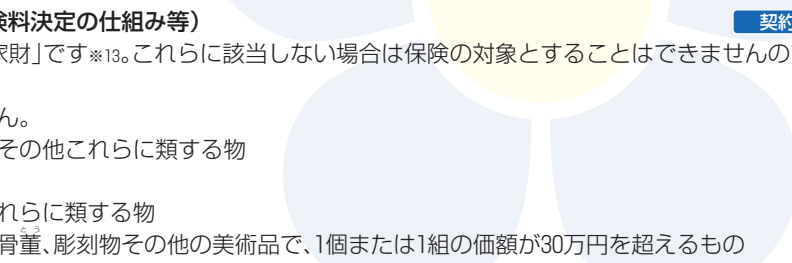
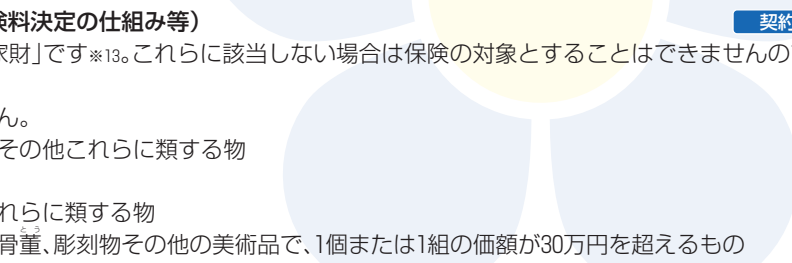
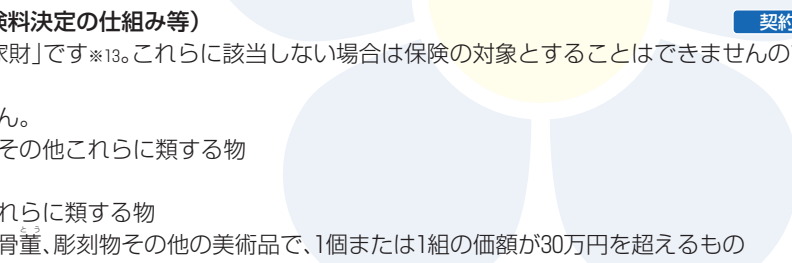
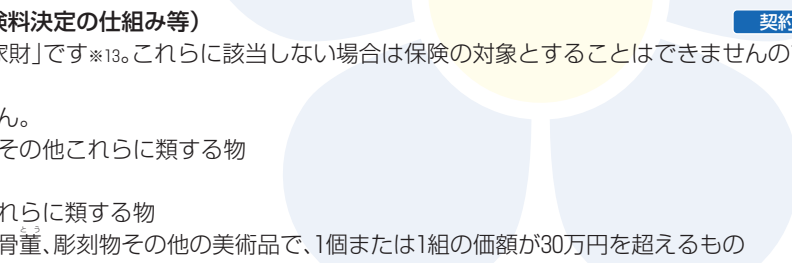
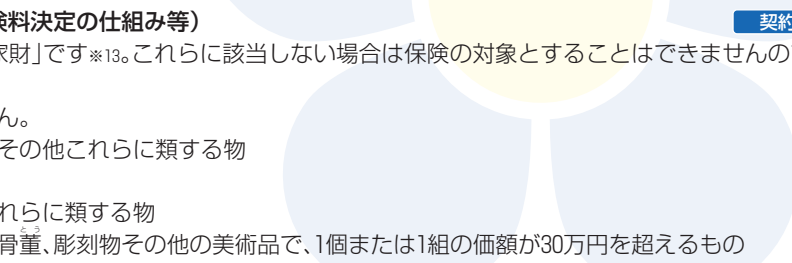
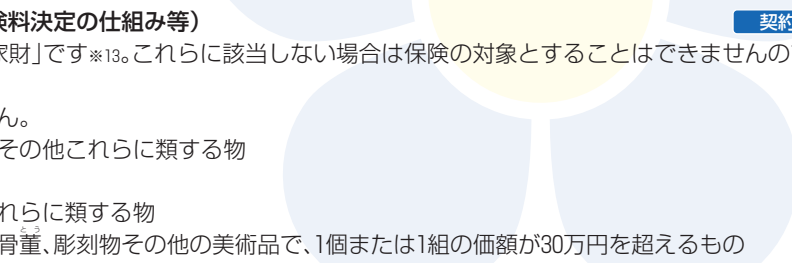
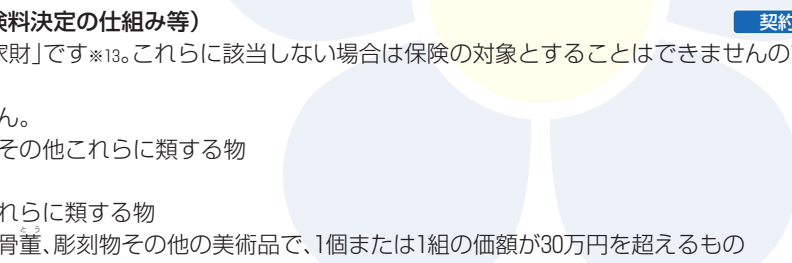
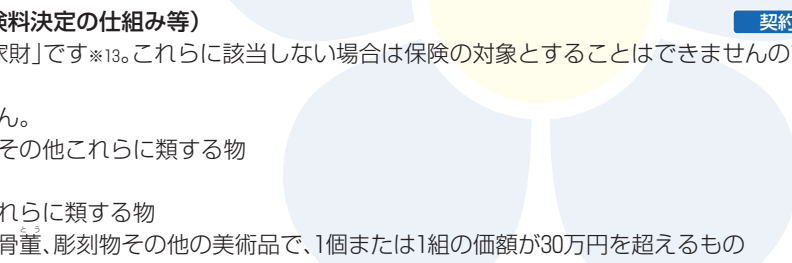
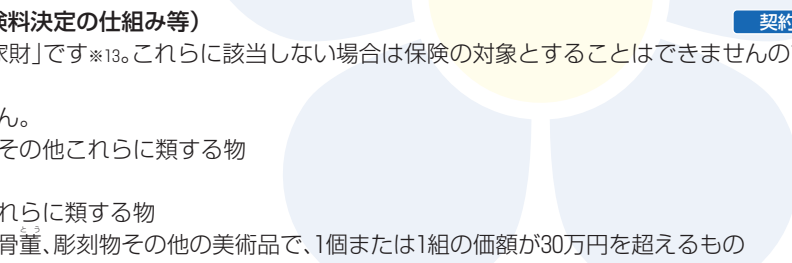
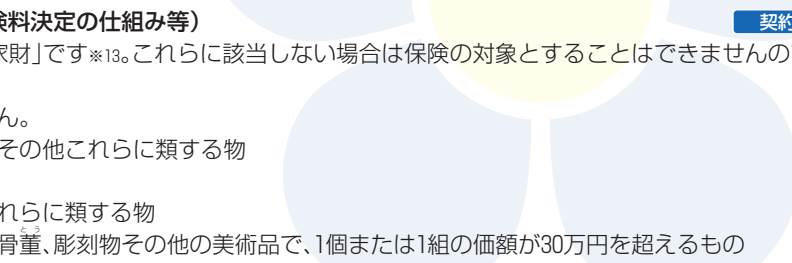
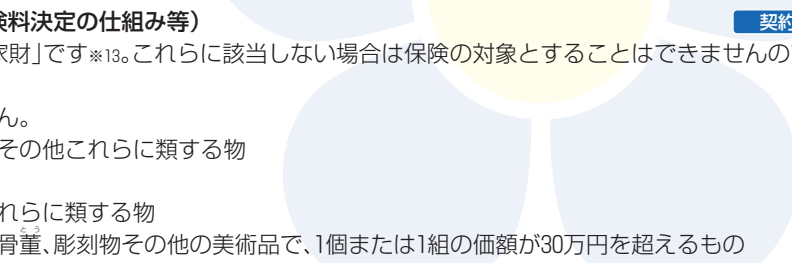
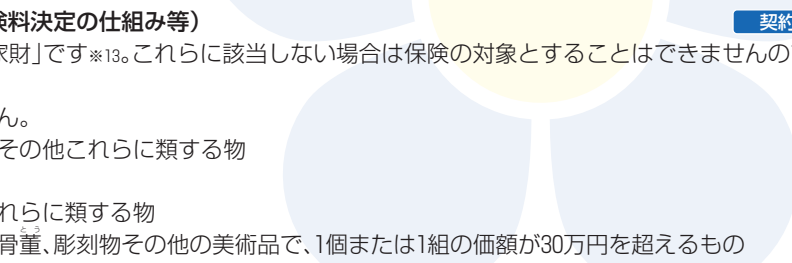
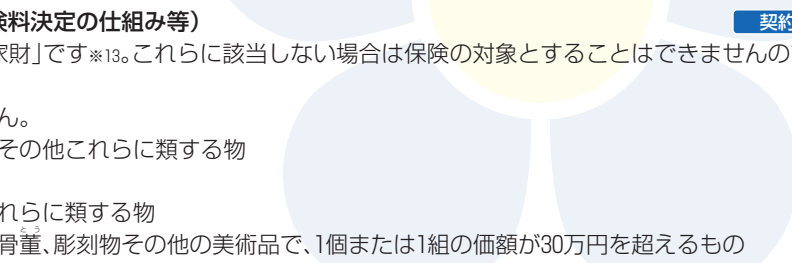
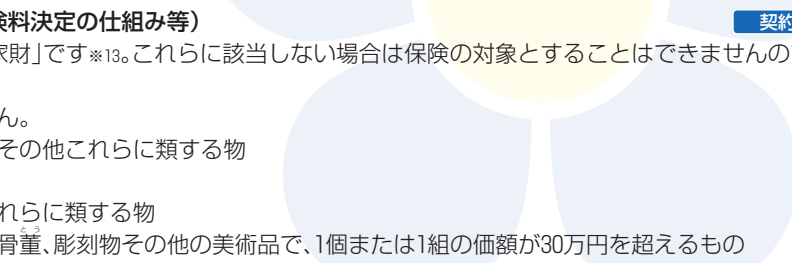
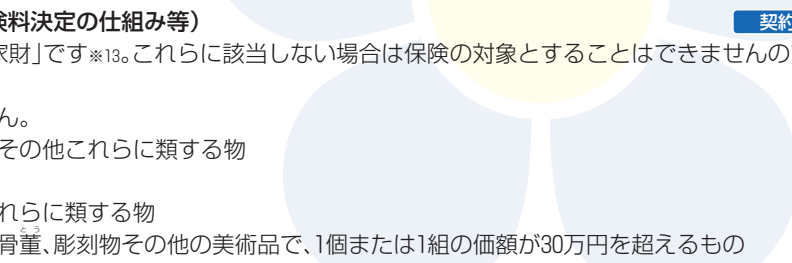
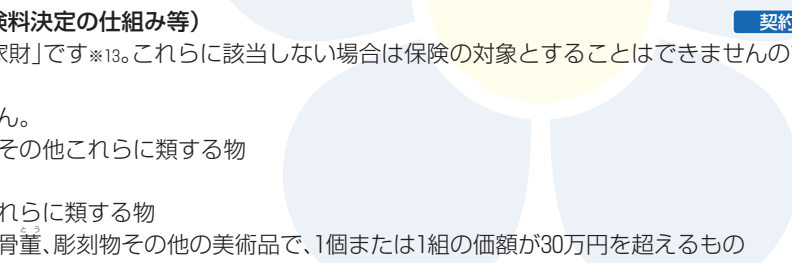
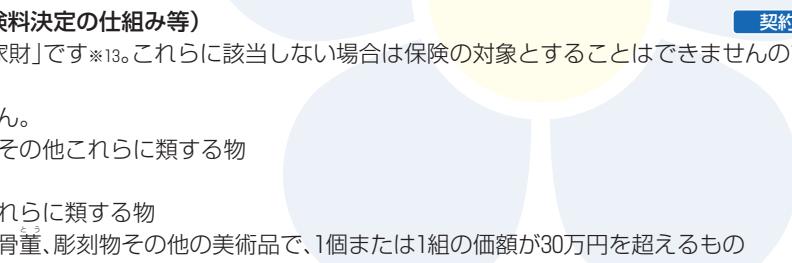
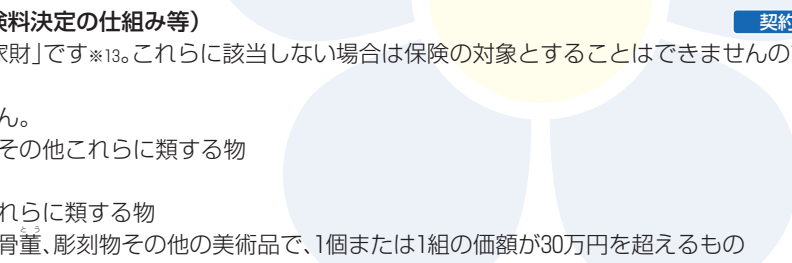
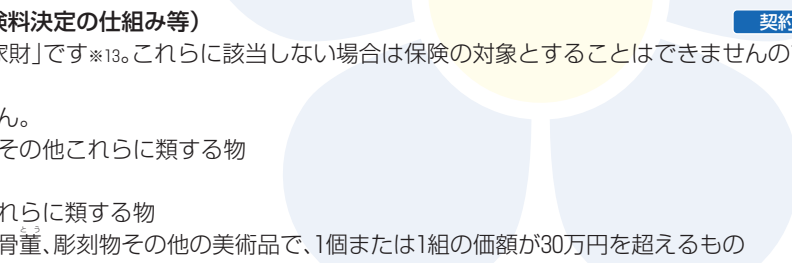
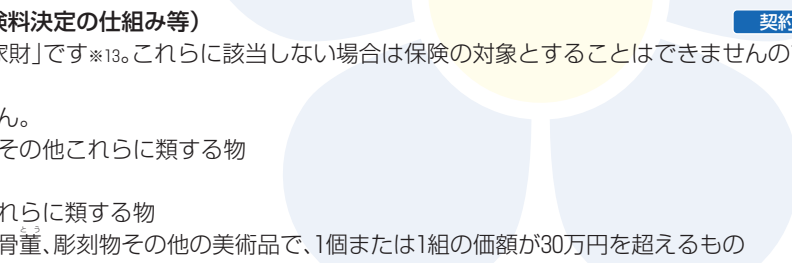
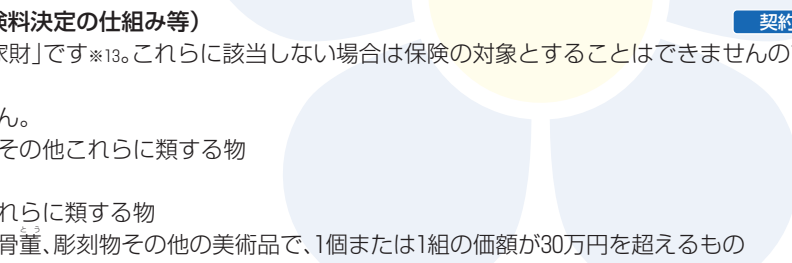
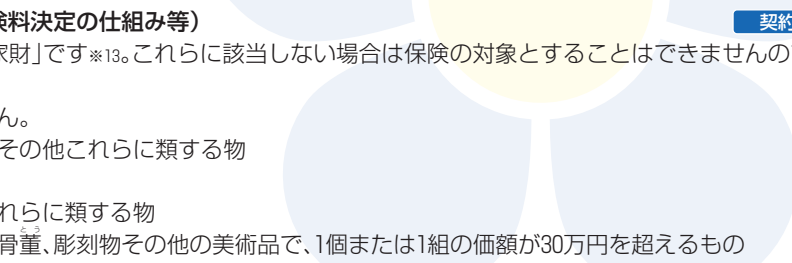
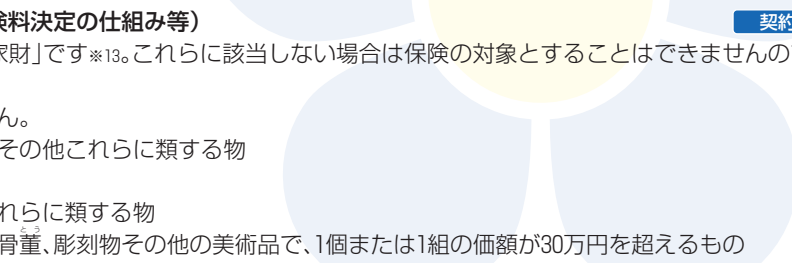
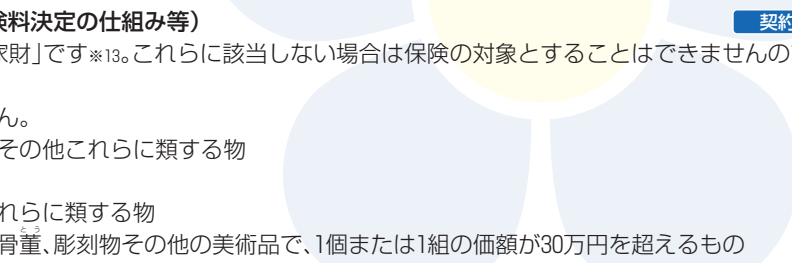
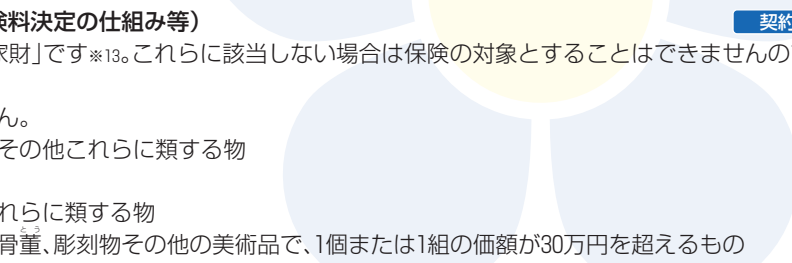
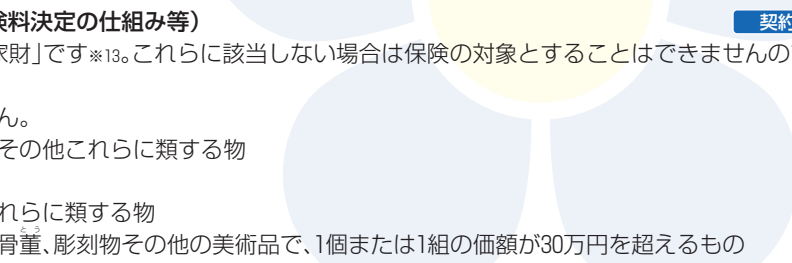
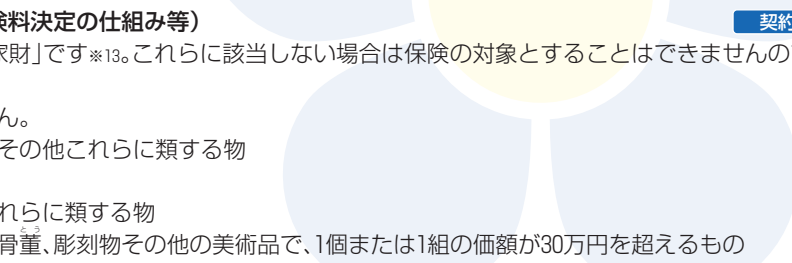
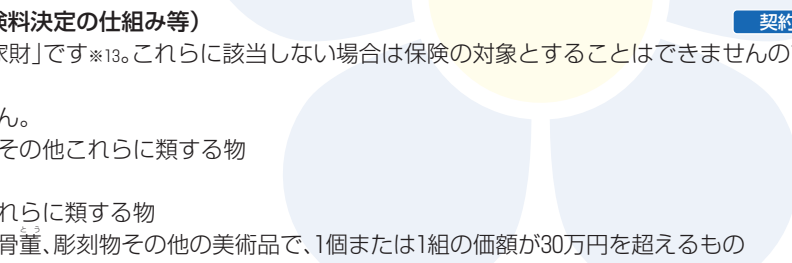
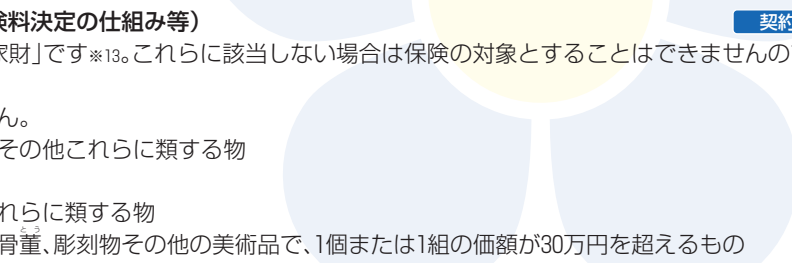
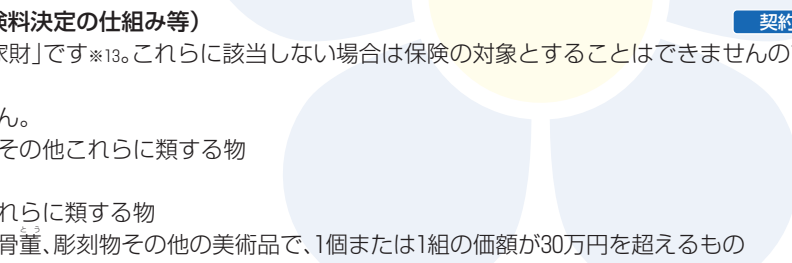
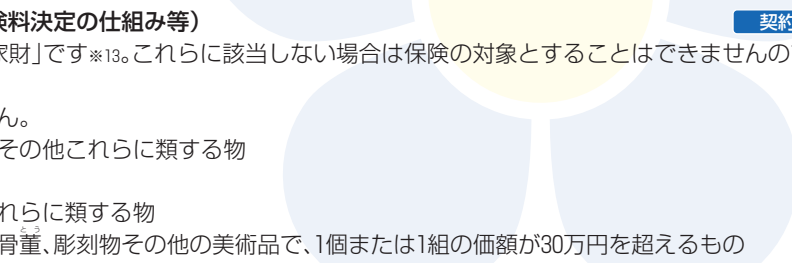
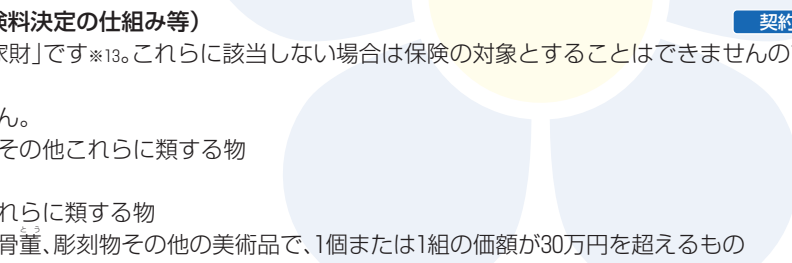
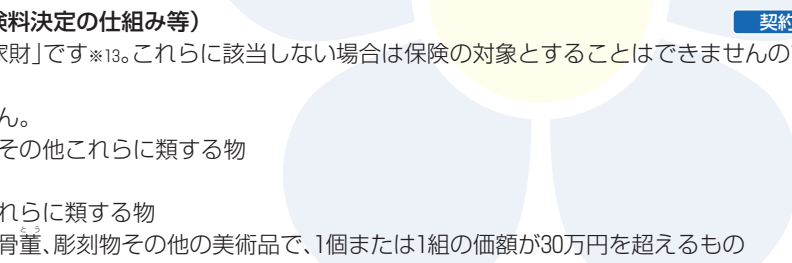
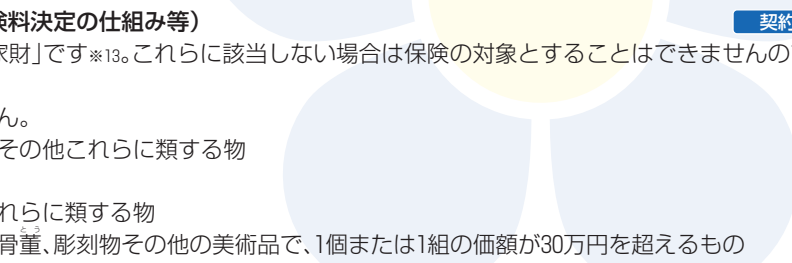
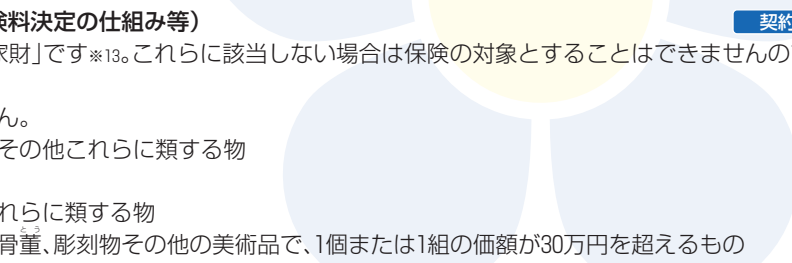
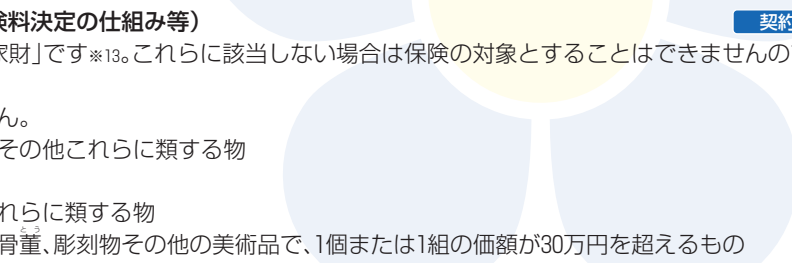
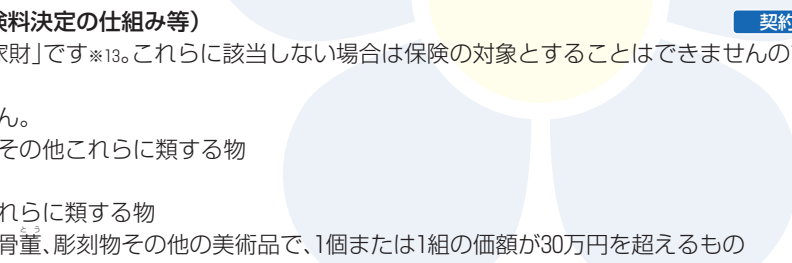
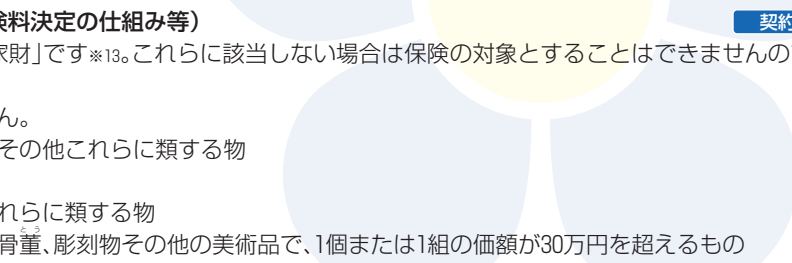
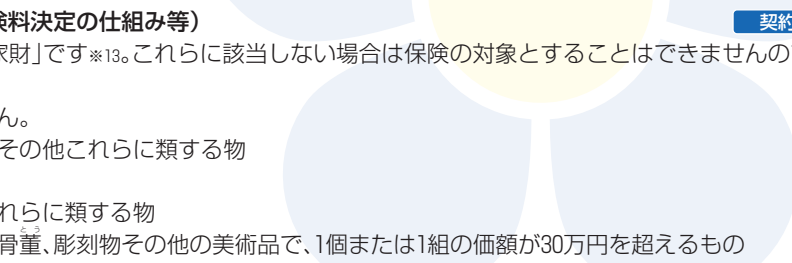
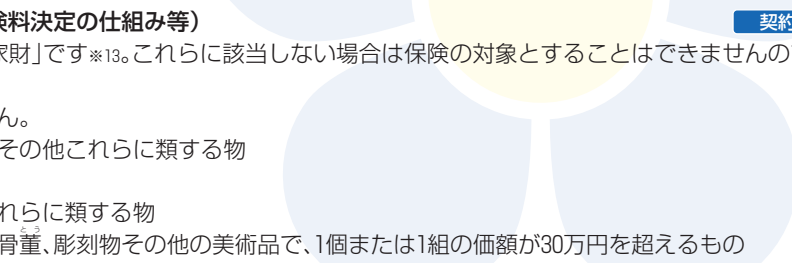
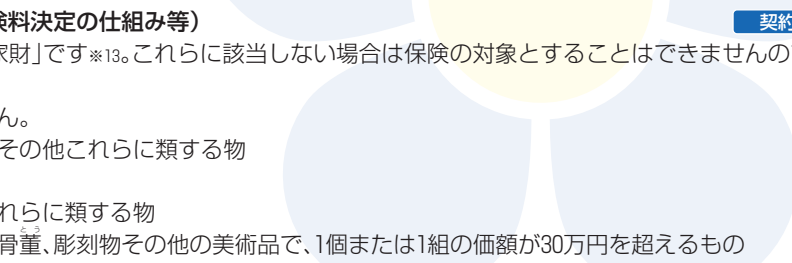
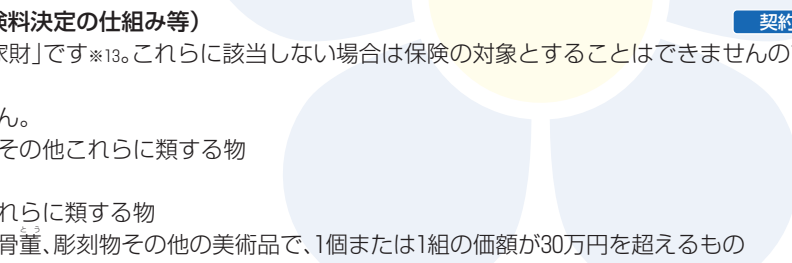
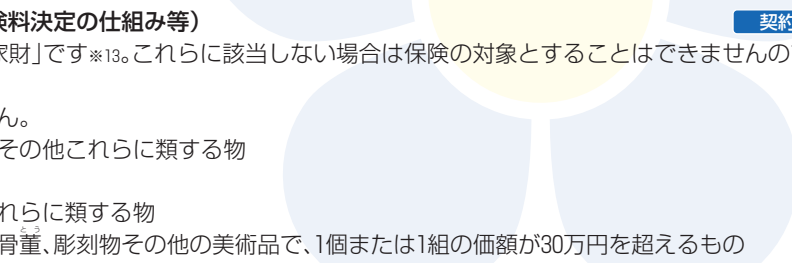
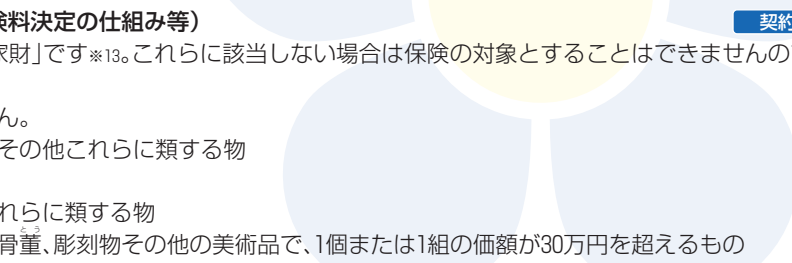
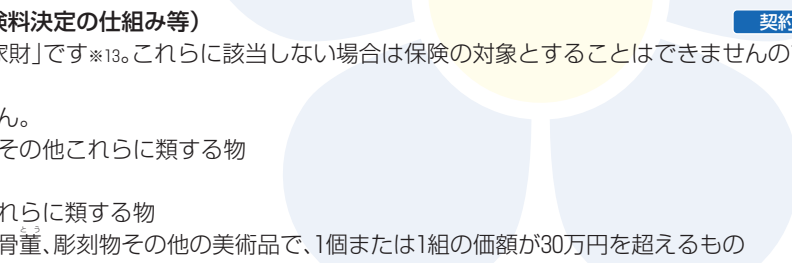
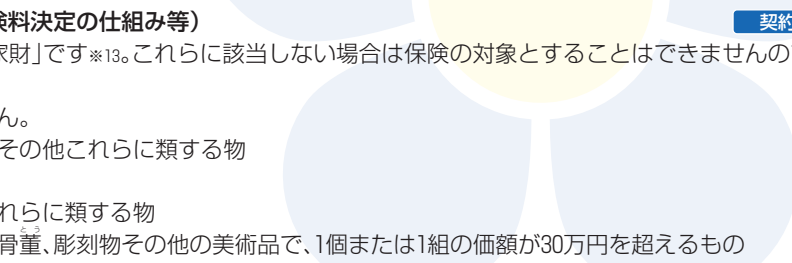
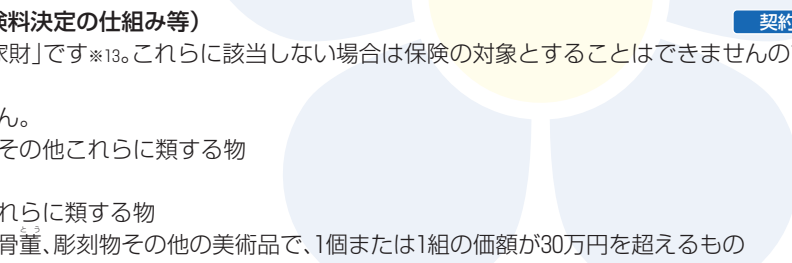
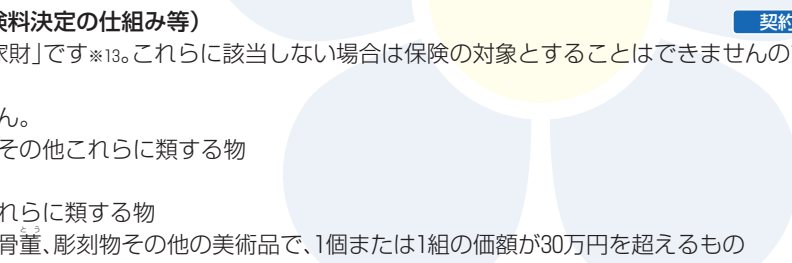
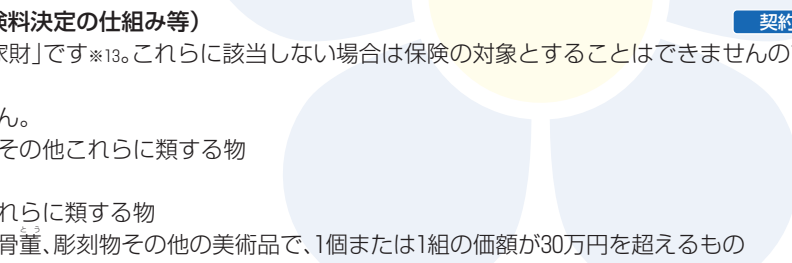
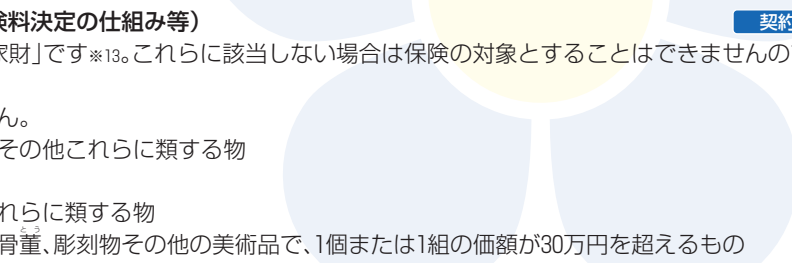
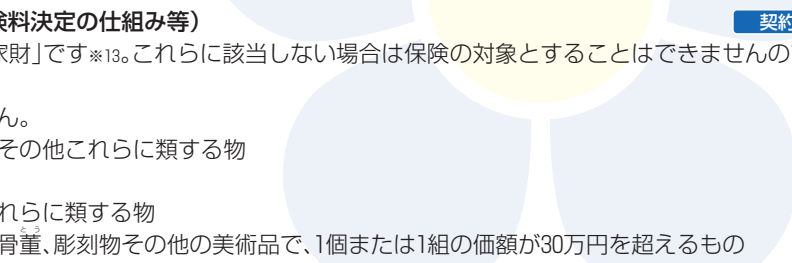
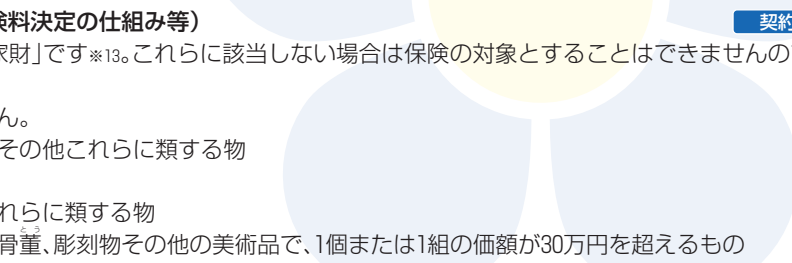
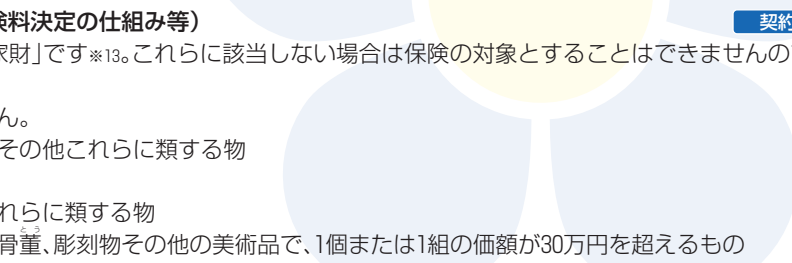
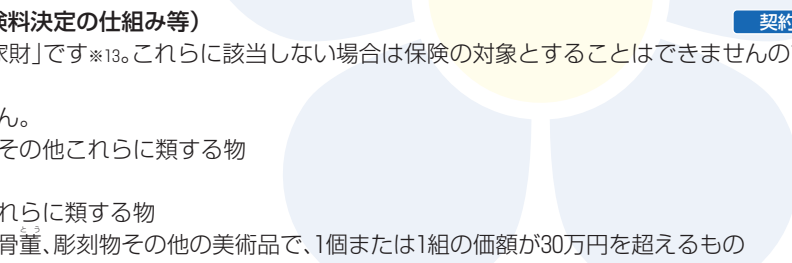
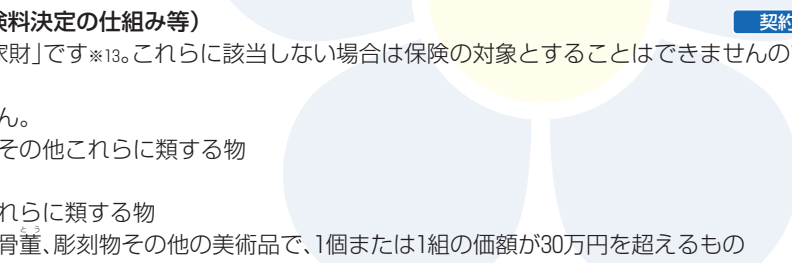
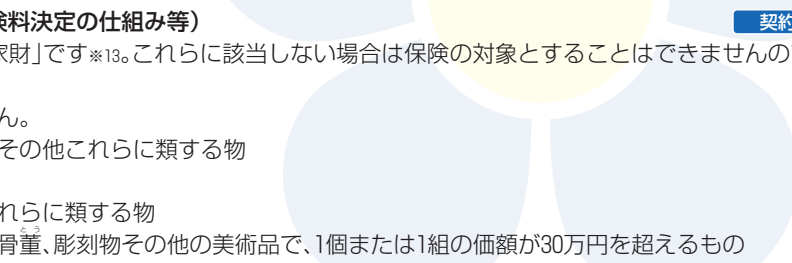
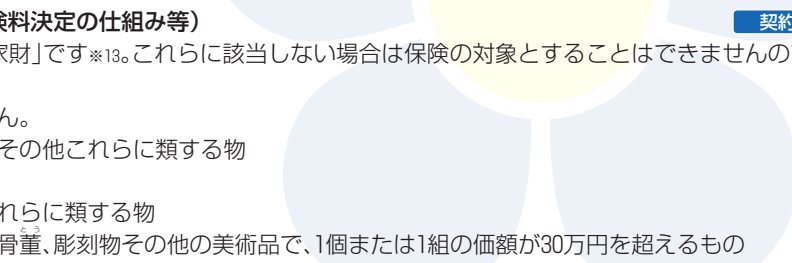
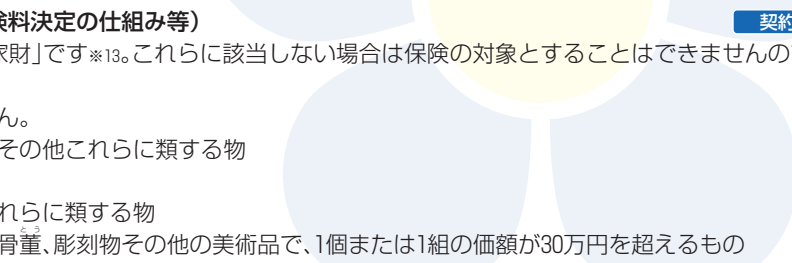
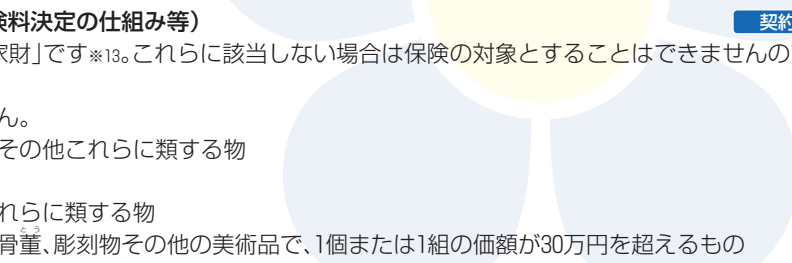
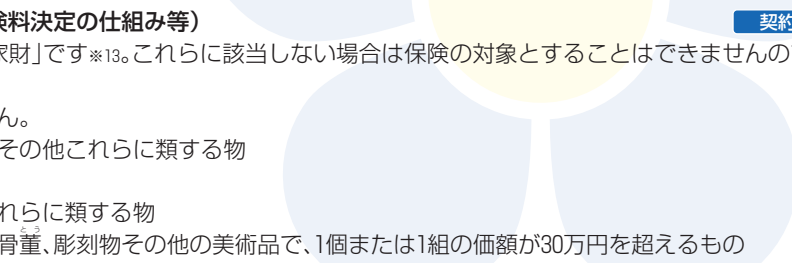
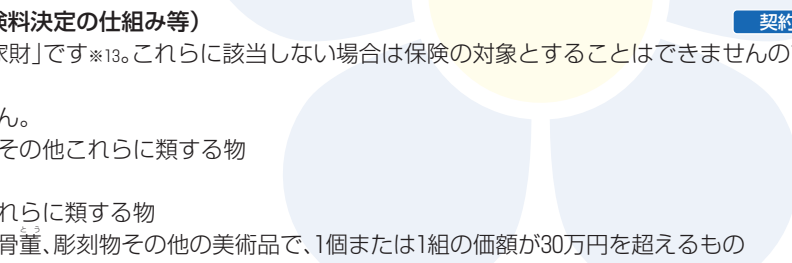
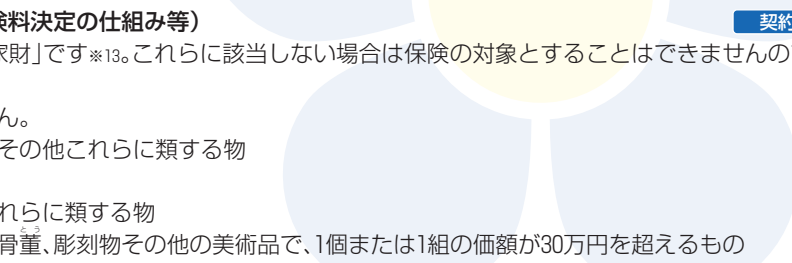
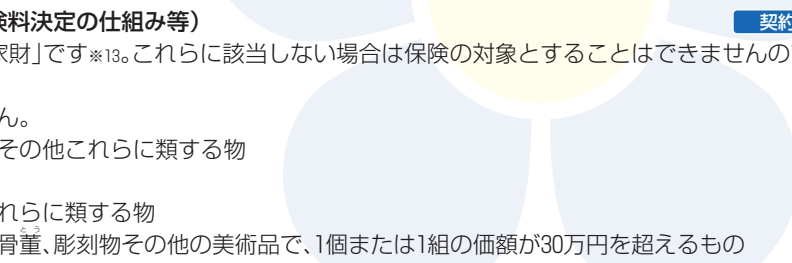
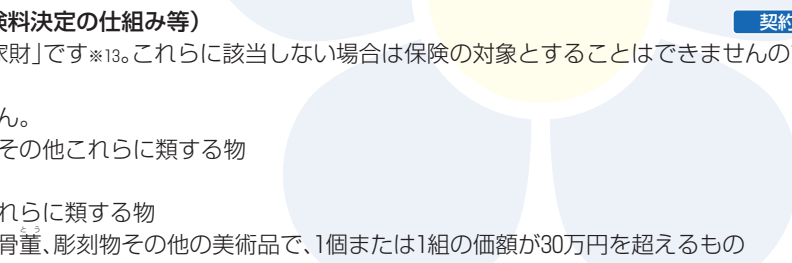
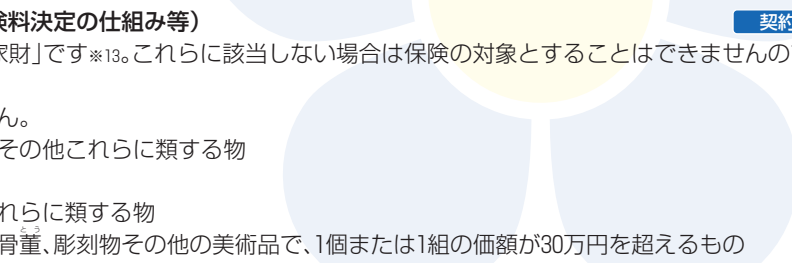
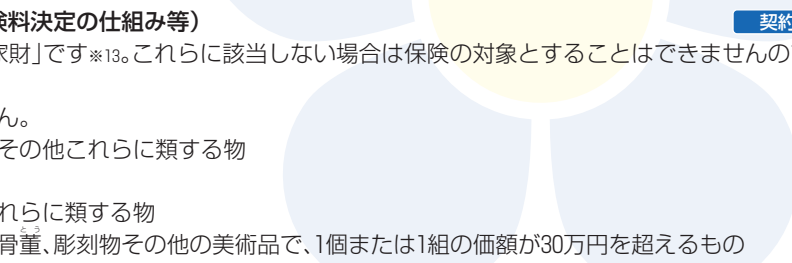
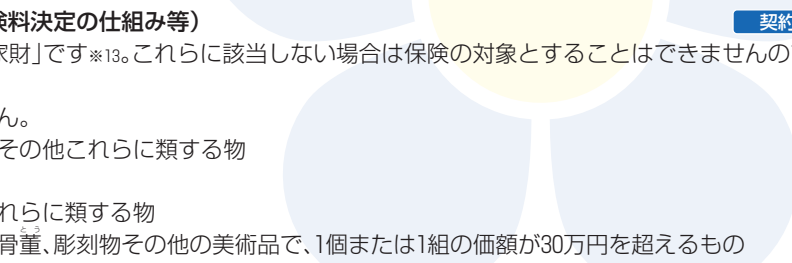
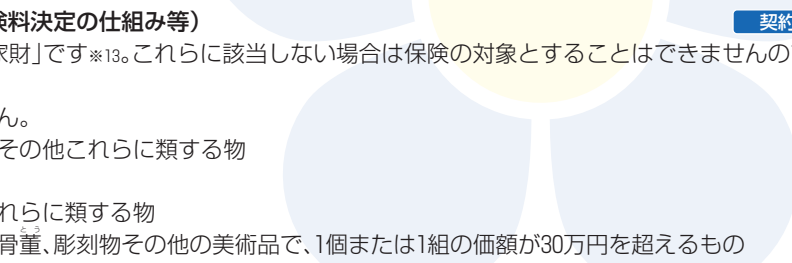
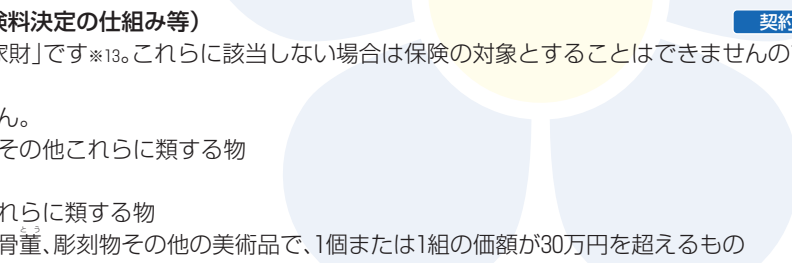
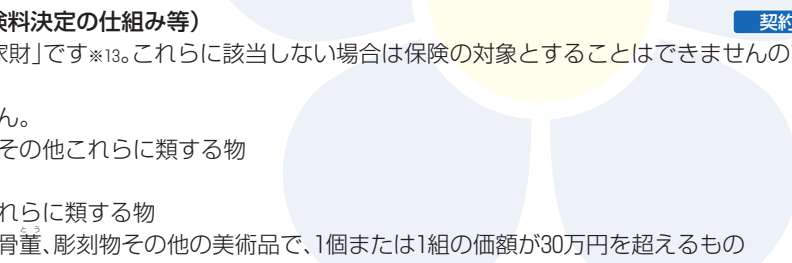
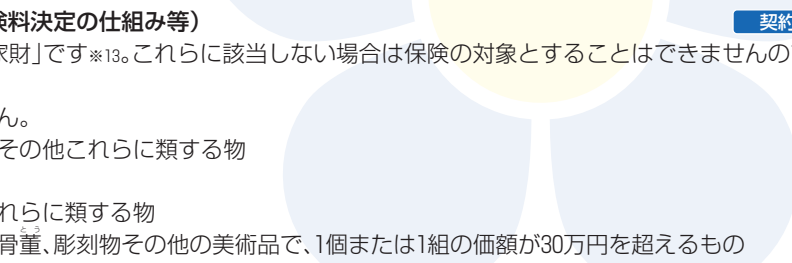
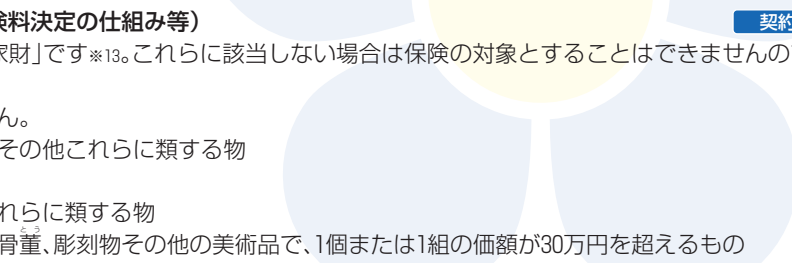
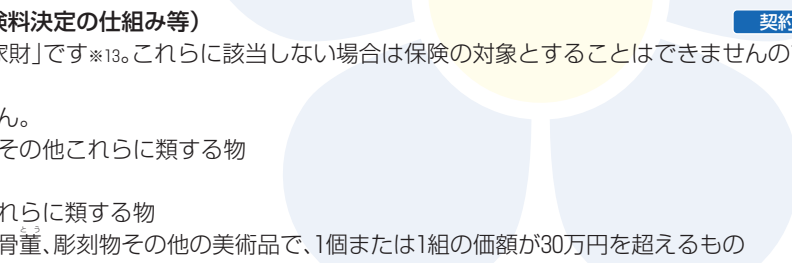
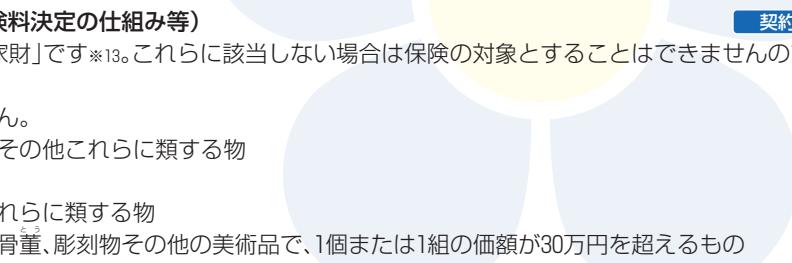
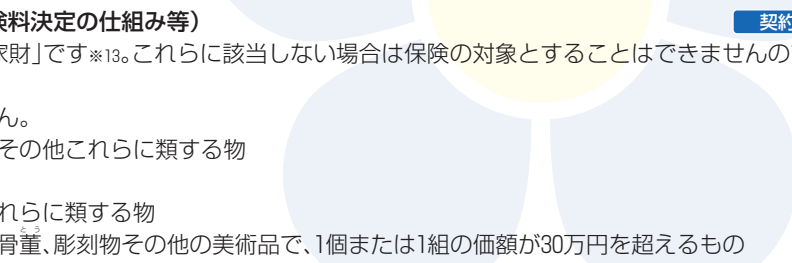
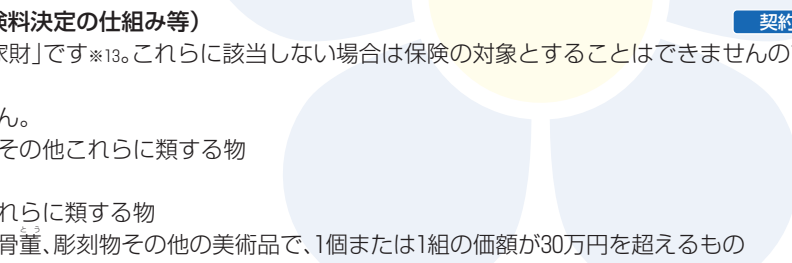
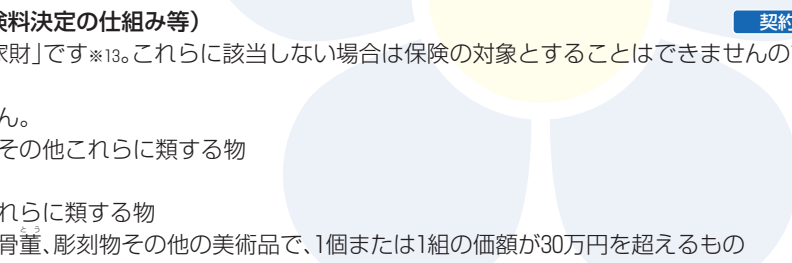
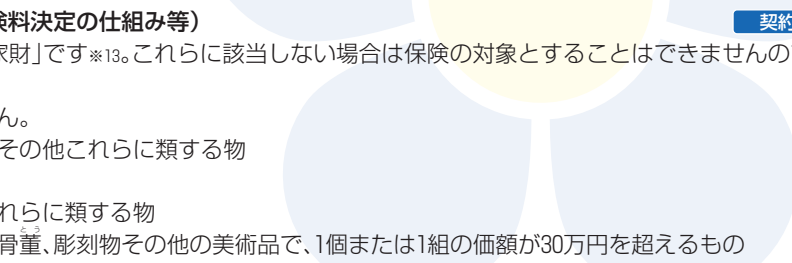
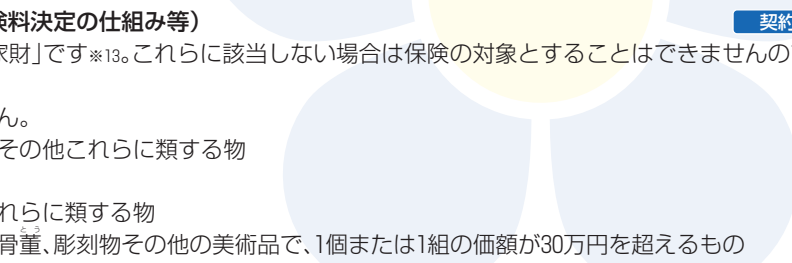
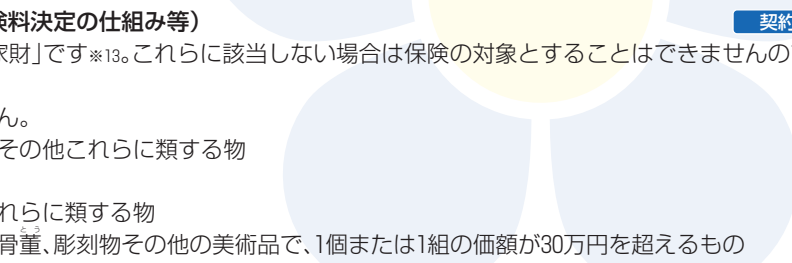
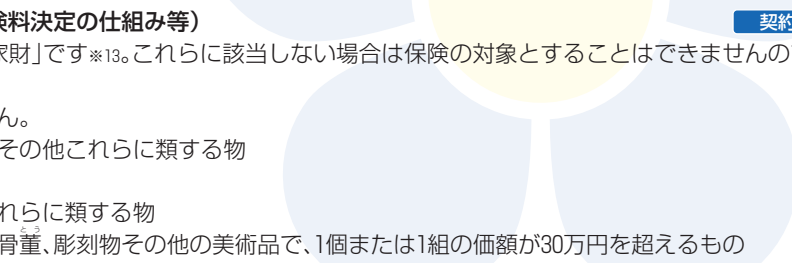
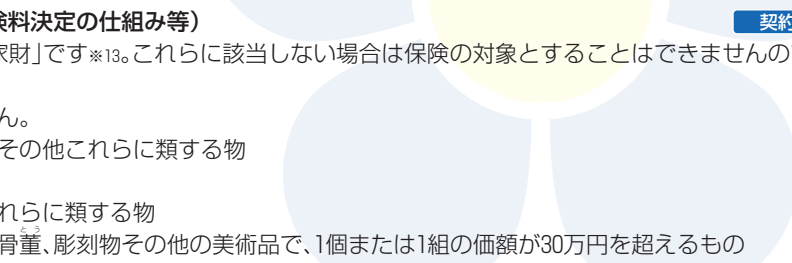
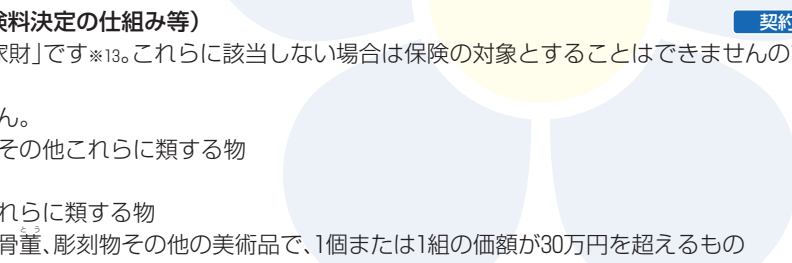
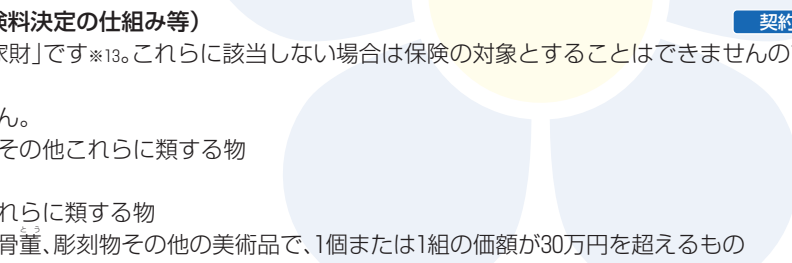
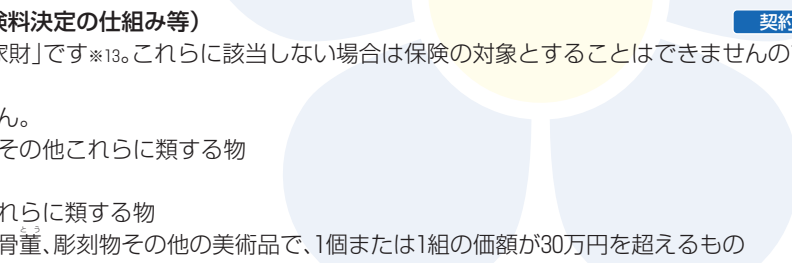
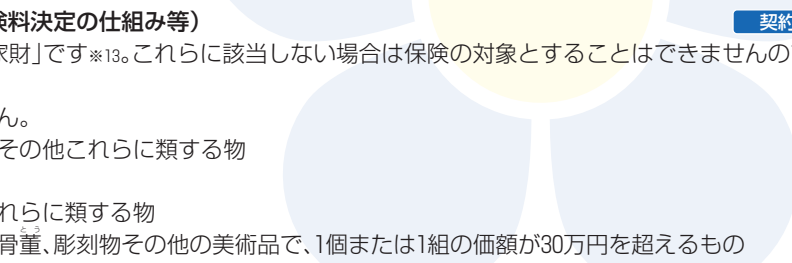
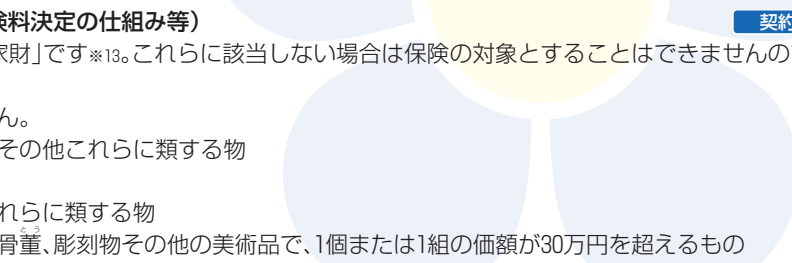
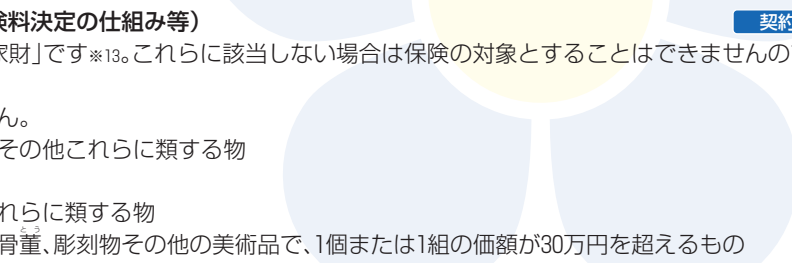
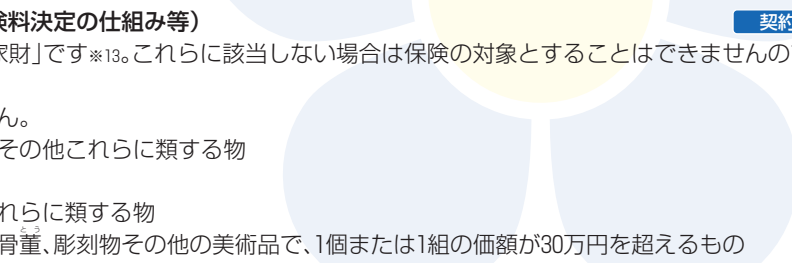
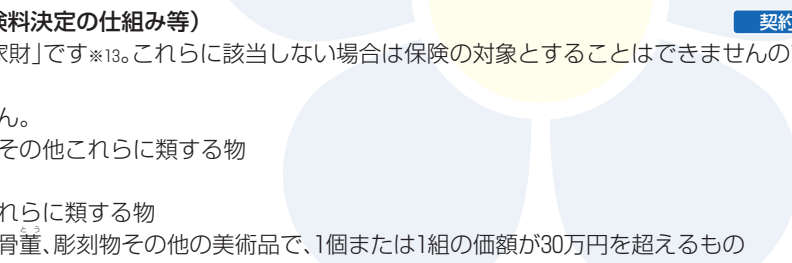
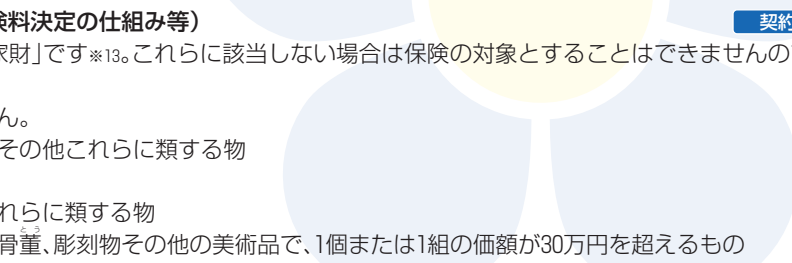
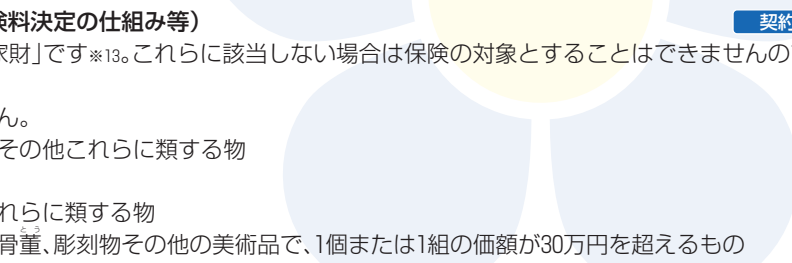
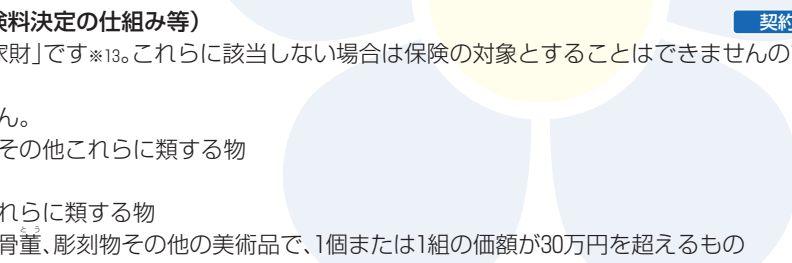
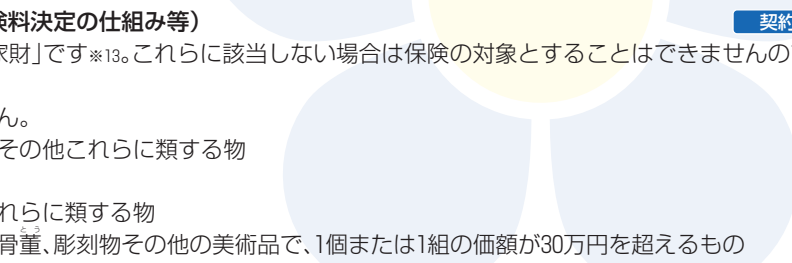
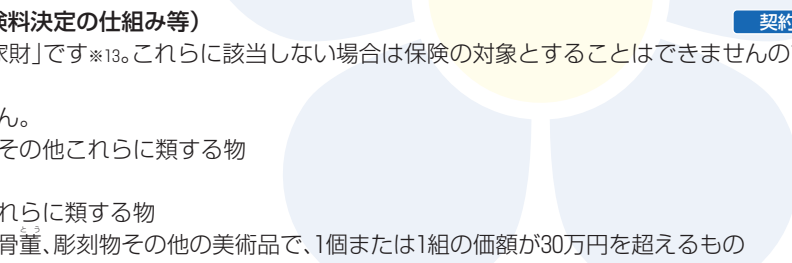
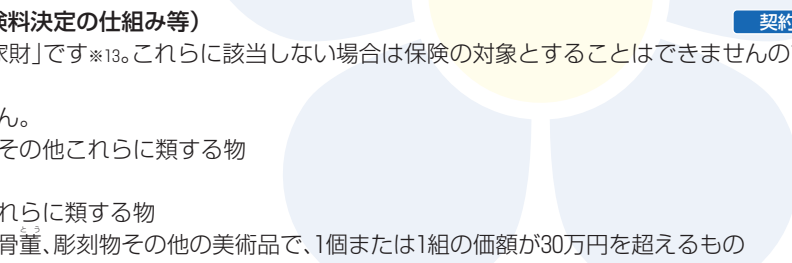
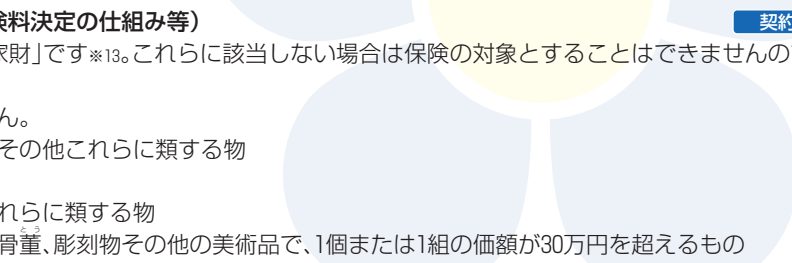
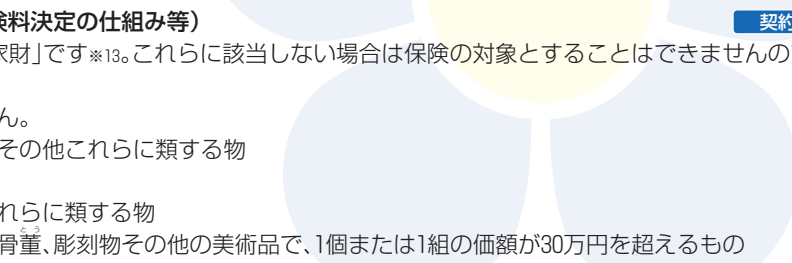
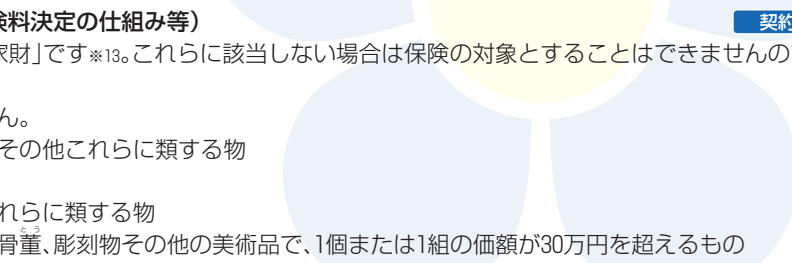
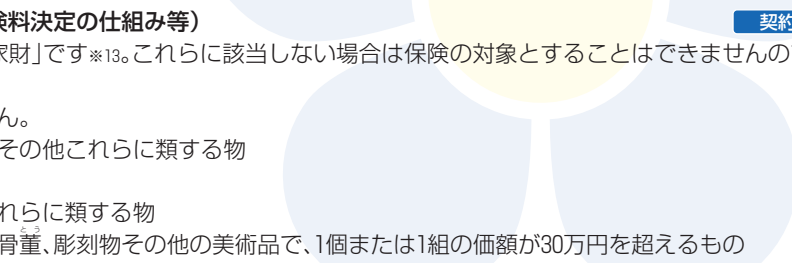
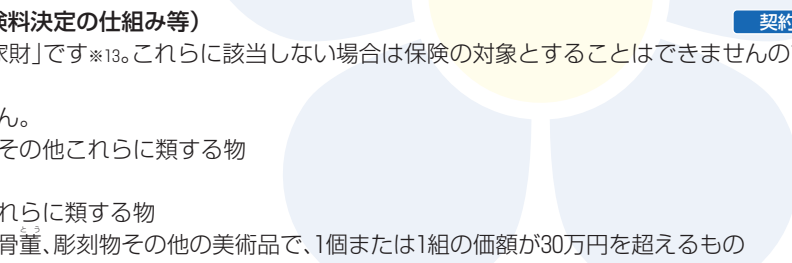
$$\text{お支払いする保険金} = \text{算出された保険金の総額} \times \frac{7\text{兆円}\ast 12}{\text{算出された保険金の総額}}$$

※11 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

※12 平成26年11月現在。

③保険金をお支払いしない主な場合等		契約概要	注意喚起情報
●保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害 ●門・塀・垣のみに生じた損害	●地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害 ●損害の程度が一部損に至らない損害		等

④保険期間、保険料払込方法		契約概要
●主契約が「GK すまいの保険(5年以下用)」の場合……………主契約と同じになります。	地震保険の自動継続時の保険料払込方法は原則として主契約と同じになりますが、口座振替や直接集金の場合は異なることがあります。	
●主契約が「GK すまいの保険・スーパーロング」の場合…地震保険を1年または5年ずつ自動的に継続する方式があります。		
●主契約の保険期間の中から地震保険をご契約いただくこともできます。		

⑤引受条件（保険の対象、保険金額の設定、保険料決定の仕組み等）		契約概要
●⑥地震保険の対象は「居住用建物」または「家財」です※13。これらに該当しない場合は保険の対象とすることはできませんのでご注意ください。 ⑦次のものは地震保険の対象に含まれません。 ●通貨、有価証券、預貯金証書、印紙、切手その他これらに類する物 ●自動車 ●稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物 ●貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価額が30万円を超えるもの ●商品、営業用什器・備品その他これらに類する物 ※13 屋外明記物件および家財明記物件には地震保険はセットできません。 ●地震保険の保険金額は、主契約の保険金額の30％～50％の範囲内で1万円単位で設定してください。ただし、他の地震保険契約と合算して、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。 ●地震保険の保険料は、保険金額のほかに建物の所在地、構造等により異なります。また、所定の確認資料のご提出により、免震・耐震性能に応じた免震建築物割引、耐震等級割引、耐震診断割引、建築年割引を適用できる場合があります。お客さまが実際に契約する保険料については、保険申込書の保険料欄でご確認ください。		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		
		

＊大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、その時から「地震保険に関する法律」に定める一定期間は、東海地震にかかる地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険の新規契約および増額契約（地震保険金額を増額して継続する契約をいいます。）はお引受できませんのでご注意ください。

⑤満期返れい金・契約者配当金	契約概要
この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。	

2 契約締結時におけるご注意事項

①告知義務（保険申込書の記載上の注意事項）	注意喚起情報
-----------------------	--------

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、セキスイ保険サービスには告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、**危険**に関する重要な事項として三井住友海上が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

告知事項	①建物または家財を収容する建物の情報
	所在地、面積、構造、建物形態・用法、建物内の職作業、建築年月、共同住宅戸室数、建築費または取得価額
	②他の保険契約等に関する情報（建物を保険の対象とする場合）
	建物を保険の対象とする他の保険契約または共済契約
	③地震保険の割引に関する情報（該当するいずれかの割引を適用する場合）
	建築年割引、耐震等級割引、耐震診断割引、免震建築物割引

②クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）	注意喚起情報
----------------------	--------

- 保険期間が1年を超えるご契約**については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除（以下「クーリングオフ」といいます。）を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面でお申出ください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、三井住友海上「お客さまデスク クーリングオフ係」宛に、必ず郵送してください（8日以内の消印有効）。ただし、以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。
 - 保険期間が1年以下のご契約
 - 法人または社団・財団等が締結されたご契約
 - 第三者の担保に供されているご契約
 - 営業または事業のためのご契約
 - 質権が設定されたご契約
 - 通信販売特約に基づき申し込まれたご契約

- セキスイ保険サービスでは、クーリングオフのお申出を受け付けることはできません。
- クーリングオフのお申出の前に、既に保険金をお支払いする事由が生じていた場合は、保険金をお支払いします。
- クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また三井住友海上およびセキスイ保険サービスはクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が負っていることから、始期日（始期日以降に保険料が払い込まれたときは、三井住友海上が保険料を受領した日）から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

ハガキの記載内容	●表面〔宛先〕	●裏面〔記載事項〕
----------	---------	-----------

1018011 東京都千代田区 神田駿河台3-11-1 三井住友海上駿河台新館 三井住友海上火災保険株式会社 お客さまデスク クーリングオフ 係	①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出 ②保険契約者住所 ③保険契約者署名 ④電話番号 ⑤契約申込日 ⑥申し込まれた保険の種類 ⑦証券番号（保険申込書控の右上に記載）または領収証番号 ⑧取扱代理店名
--	--

3 契約締結後におけるご注意事項

①通知義務等	注意喚起情報
--------	--------

ご契約後、次の事実が発生した場合には、遅滞なくセキスイ保険サービスまたは三井住友海上にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

通知事項	①建物または家財を収容する建物の構造を変更した場合
	②建物または家財を収容する建物の用法、建物内の職作業を変更した場合 ③建物または家財の所在地を変更した場合 ④建物の増築、改築、一部取りこわしまたは事故による一部滅失によって延床面積が増加または減少した場合

また、通知事項に掲げる事実が発生し、次のいずれかに該当する場合には、ご契約の引受範囲外となるため、ご契約を解約していただきます。この場合において、三井住友海上の取り扱う他の商品でお引受できるときは、ご契約を解約した後、新たにご契約いただくことができますが、この商品と補償内容が異なる場合があります。

通知事項	①建物または家財の所在地が日本国外となった場合
	②建物が居住の用に供されるものでなくなった場合 ③家財のすべてを事業用（設備・什器）として使用した場合

ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。直ちにセキスイ保険サービスまたは三井住友海上にご通知ください。

通知事項	①建物等を譲渡（売却、贈与等）する場合
	②保険証券記載の住所または電話番号を変更した場合 ③ご契約後に建物または家財の価額が著しく減少した場合

②解約と解約返れい金	契約概要	注意喚起情報
------------	------	--------

ご契約を解約する場合は、セキスイ保険サービスまたは三井住友海上に速やかにお申出ください。

- ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。
- 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- 始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

--	---

その他ご留意いただきたいこと

①セキスイ保険サービスの権限	注意喚起情報
----------------	--------

セキスイ保険サービスは、三井住友海上との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、セキスイ保険サービスにお申し込みいただき有効に成立したご契約は、三井住友海上と直接契約されたものとなります。

2 保険会社破綻時等の取扱い

注意喚起情報

損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上も加入しています。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。なお、居住用建物またはこれに収容される家財を保険の対象とする地震保険の保険金や解約返れい金は100%補償されます。

3 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

この保険契約に関する個人情報は、三井住友海上がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、三井住友海上およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ① 三井住友海上およびグループ会社の商品・サービス等の例……損害保険・生命保険商品、投資信託・国債・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例……自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。

契約等の情報交換について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

再保険について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社に提供することがあります。

三井住友海上の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

4 特約の補償重複

日常生活賠償特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（火災保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の可否をご確認いただいたうえで、ご契約ください。

〈補償が重複する可能性のある主なご契約〉

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
「GK すまいの保険」日常生活賠償特約	「自動車保険」日常生活賠償特約
「GK すまいの保険（建物のご契約）」類焼損害・見舞費用特約	「GK すまいの保険（家財のご契約）」類焼損害・見舞費用特約

5 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 三井住友海上に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ② 保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③ 暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④ 上記のほか、①～③と同程度に三井住友海上の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

6 地震保険の自動継続契約について

三井住友海上が、普通保険約款、特約、保険料率等を改定した場合、改定日以降を始期日とするご契約には、その始期日における普通保険約款、特約、保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償内容や保険料が、自動継続前のご契約と異なることがあります。あらかじめご了承ください。

7 事故が起こった場合

事故が起こった時は、セキスイ保険サービスまたは三井住友海上にご連絡ください。賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。保険金の請求を行うときは、保険金請求書など普通保険約款・特約に定める書類のほか、「ご契約のしおり（約款）」の「保険金のご請求時にご提出いただく書類」に記載の書類等をご提出いただく場合があります。

- 📄 事故が起こった場合の手続（三井住友海上へのご連絡等、保険金のご請求時にご提出いただく書類） 代理請求人制度
- 📄 保険金額の一部取消、保険証券および控除証明書の確認・保管、保険期間中における特約のセット、割増・割引の適用等

セキスイハイムオーナーのみなさまへ
日常の暮らしにもゆとりと安心を…。

暮らしのQQ隊サービス

ワイドタイプ、ワイドSEタイプのご契約でご利用いただけます。

給排水管やトイレの詰まり、外出時のカギの紛失など日常生活ではさまざまなおすまいのトラブルが起こりがちです。「暮らしのQQ隊（水まわりQQサービス・カギあけQQサービス）」がセットされている契約プランなので、突然のトラブルでも「暮らしのQQ隊」がしっかりサポートします。

暮らしのQQ隊・無料サービスメニュー（24時間365日受付!）

30分程度の応急修理に要する作業料、出張料は無料です。

（部品代および30分程度の応急修理を超える作業料はお客さまのご負担となります。）



水まわりQQサービス

給排水管やトイレの詰まり、故障に伴う水のおふれ等が生じた場合に、専門の業者を手配し、その業者が直接応急修理を行います。



カギあけQQサービス

玄関ドアのカギを紛失してしまった場合等に専門の業者を手配し、その業者が直接カギあけを行います。



*このサービスは三井住友海上が提携するアシスタンス会社が直接自社のネットワークを活用して作業します。
*「暮らしのQQ隊」は、専用ダイヤル（無料）にお電話いただくことがサービス提供の条件となります。

専用ダイヤル（無料）につきましては、保険証券をご覧ください。

*サービスメニューの詳細につきましては、ナビゲートブックをご覧ください。

ナビゲートブックは保険証券に同封されるほか、ご契約後に三井住友海上ホームページから「お客さまWebサービス」に登録いただくことでご確認できます。

*一部の地域（離島など）ではご利用できない場合があります。

*サービスの内容は予告なく変更・中止する場合があります。あらかじめご了承ください。



【ご契約内容メモ】

☐ eco保険証券 ☐ Web約款

	すまいの保険支払限度額・保険期間	タイプ	地震保険金額・保険期間	オプション（追加の補償）
建物	（ ）万円 （ ）年	☐ ワイド ☐ ワイドSE	（ ）万円 ☐ 1年 ☐ 5年	☐ 日常生活賠償特約 ☐ 類焼損害・見舞費用特約 ☐ 屋外明記物件特約
家財	（ ）万円 （ ）年	☐ ワイド ☐ ワイドSE	（ ）万円 ☐ 1年 ☐ 5年	☐ 日常生活賠償特約 ☐ 類焼損害・見舞費用特約 ☐ 家財明記物件特約 ☐ 自宅外家財特約